
平成22年第4回大和町議会定例会会議録

平成22年6月18日（金曜日）

応招議員（18名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	12番	上 田 早 夫 君
4番	平 渡 高 志 君	13番	大 友 勝 衛 君
5番	堀 籠 英 雄 君	14番	中 川 久 男 君
6番	高 平 聡 雄 君	15番	中 山 和 広 君
7番	秋 山 富 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	17番	大 崎 勝 治 君
9番	馬 場 久 雄 君	18番	大 須 賀 啓 君

出席議員（17名）

1番	藤 卷 博 史 君	10番	浅 野 正 之 君
2番	松 川 利 充 君	11番	鶉 橋 浩 之 君
3番	伊 藤 勝 君	13番	大 友 勝 衛 君
4番	平 渡 高 志 君	14番	中 川 久 男 君
5番	堀 籠 英 雄 君	15番	中 山 和 広 君
6番	高 平 聡 雄 君	16番	桜 井 辰太郎 君
7番	秋 山 富 雄 君	17番	大 崎 勝 治 君
8番	堀 籠 日 出 子 君	18番	大 須 賀 啓 君
9番	馬 場 久 雄 君		

欠席議員（1名）

12番	上 田 早 夫 君
-----	-----------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	浅 野 元 君	産業振興課長	庄 司 正 巳 君
副 町 長	千 坂 正 志 君	都市建設課長	高 橋 久 君
教 育 長	堀 籠 美 子 君	上下水道課長	堀 籠 清 君
総 務 まちづくり 課 長	遠 藤 幸 則 君	会計管理者兼 会 計 課 長	浅 野 雅 勝 君
財 政 課 長	千 坂 賢 一 君	教育総務課長	織 田 誠 二 君
税 務 課 長	伊 藤 眞 也 君	生涯学習課長	八 島 勇 幸 君
町 民 課 長	瀬 戸 啓 一 君	総 務 まちづくり 対 策 官	千 葉 恵 右 君
環境生活課長	高 橋 完 君	産 業 振 興 課 企 業 誘 致 対 策 官	浅 井 茂 君
保健福祉課長	瀬 戸 善 春 君		

事務局出席者

議会事務局長	浅 野 喜 高	主 査	藤 原 孝 義
班 長	瀬 戸 正 志		

【議事日程】

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

- ・堀籠 英雄 議員
- ・松川 利充 議員
- ・馬場 久雄 議員
- ・高平 聡雄 議員
- ・大友 勝衛 議員
- ・藤巻 博史 議員

【本日の会議に付した事件〔日程と同じ〕】

午前9時59分 開 議

議 長 （大須賀 啓君）

少し早いんでありますが、皆さんおそろいですから、ただいまから開催したいと思います。

皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」

議 長 （大須賀 啓君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、11番鶉橋浩之君及び13番大友勝衛君を指名します。

日程第2「一般質問」

議長 (大須賀 啓君)

日程第2、一般質問を行います。

きのうに引き続き、順番に発言を許します。

5番堀籠英雄君。

5番 (堀籠英雄君)

おはようございます。

新庁舎での議会、きょうで2日目ですが、きのうは60人余りの傍聴者がおったわけですが、きょうは今のところ、二、三人でございませうか。そのうち大勢来ることを期待しまして、一般質問をスタートさせていただきたいと思っております。

まず、1件目でございます。

お年寄りの知恵袋事業につきまして、質問をいたしたいと思っております。

高齢者が長い生活の中で生み出し、受け継いできた生活の知恵や経験、伝承すべき行事、ことわざ、思い出などを広く紹介することにより、若い世代に高齢者の知識、体験に対する理解と連帯を促進し、優しさとぬくもりに満ちた心豊かなまちづくりの精神を培うとともに、高齢者の生きがいづくりになると思っております。

戦後、古くから伝わってきたものを見境もなく切り捨ててしまい、今残っているものは少なく、お年寄りだけが知っていて、今残しておかないと古きよきものも姿を消してしまうかもしれません。古い伝統だから正しいと、決めかねるものもあると思っておりますが、先輩たちが風土や民族性の中で、厳しい自然と戦いながらさまざまな経験を重ね、長い歳月と注意深く考えた思いのもとで生み出されてきたものであります。

これらの言い伝えやことわざ、いろいろな行事、風習、習慣は、子供たちを一人前の人間に育てるため、皆で住みよいふるさとづくりに、幸せで、より繁栄していくように心から願いを込めさせると思っております。そして、日本の古きよき伝統を後世に残し、心豊かなふるさとづくりをしてはどうかと思っております。

例えば、言い伝えで薬草とかキノコ、栽培している植物で、梅干しは、胃酸過多症の人は四、五日間の服用で正常になる。サトイモは腰の骨を丈夫にする。芋をすりおろし、ショウガの絞り汁と小麦粉に酢をまぜ、布に延ばして湿布の薬のかわりに使う。一生に一度飲むだけで、脳卒中に絶対ならない方法。私も40歳のとき、飲んでおりますから、脳卒中では絶対倒れないと確信をしているところであります。

天気の言い伝えで、天気の予知について、「七ツ森の遂倉山に雲がかかると雨が降る」と、よく言われてもおります。また、方言、暮らしの知恵、伝説など広く町民に働きかけ、これまで個人で発行してきた経緯もあるようでございますが、町内にはまだまだたくさん残されたものがあると思いますので、収集を行い、1冊の書籍として残す。それが、人間として最も大切な心の教育に結びつくと考えるが、教育長の所見をお伺いするものでございます。

議 長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。教育長堀籠美子さん。

教育長 （堀籠美子君）

おはようございます。どうぞよろしく願いいたします。

お年寄りの知恵袋事業についてのご質問にお答えいたします。

お年寄りの皆さんがお持ちの多くの生活の知恵や経験につきましては、非常に貴重な文化的なものが含まれております。こういったものを保存、継承し、次の世代に伝えて、心豊かなふるさとづくりをすることにつきましては、大変重要なことであると考えているところでございます。こうしたことにつきましては、従来から家庭の中で代々、親から子、そして子から孫へ、あるいは祖父母から直接孫へと伝承されてきたものが数多くあろうと考えるところでございます。しかし、近年は、核家族化や両親共働きなどによる家族の触れ合う時間の減少等により、こうしたものが薄れている感は確かに否めないと思います。

こうしたことから教育委員会では、生涯学習のまちづくり推進事業といたしまして、まほろば大学の講座で「昔っこ語りワークショップ事業」といたしまして、地域に伝わる方言、民話などを中心に活動を行っている

ころでございます。食彩料理教室では、一昨年、伊達家に伝わる料理をつくりました。また、今後もまほろば大学の「お達者倶楽部事業」や、学校支援地域本部事業でも地域老人クラブを初めといたします多くの高齢者の皆様のご協力をちょうだいいたしております。

町内の各小学校でも、地区内のお年寄りの方をゲストティーチャーとしてお招きをしての昔の遊びやしめ縄づくり、農作物の栽培指導、漬物加工、神楽の伝承指導など幅広い取り組みを行っており、学校だよりや各種記録として保存を行っているところでございます。

こうしたことにより、今後とも心豊かなふるさとづくりを目指してまいりたいと考えているところでございます。

1冊の書籍への編さんにつきましては、費用の面や編さんの人的なもの等があるところがございますので、これまでであるものの記録文書、記録写真等の保存及びその活用に、なお一層努めていきたいと考えております。

以上でございます。

議長 (大須賀 啓君)

堀籠英雄君。

5 番 (堀籠英雄君)

ただいま、教育長からご答弁をいただきました。

こういった方言とか民話につきましては、まほろば大学の中で行っているということでございました。

また、1冊の書籍の編さんは、費用の面でできかねるような答弁でございましたが、この事業は、どこの町村でもずっと前からやってきた事業であります。本町でも、個人で制作して配布したり、寄贈されたものが本町図書館にも100冊ほどあるのを私も実際見てきました。仙台地方の方言集ということで、小泉武次様の手づくりのものもございました。

しかし、あの方言をですね、何かを探そうと思っても、ちょっと目次なんかがついていないので、その探すのがね、ちょっと大変だなと、そのように感じ取ったわけでございます。やっぱり、ばらばらになっていると本当にね、探すのは大変なのかなと思いました。ただ、宮床で2冊ほど出しております方言集、これはちゃんと目次がついて50音順に並べられていた

ので、これは大変わかりやすいなとは思って見ました。

ただ、ことわざとかそういった、薬草とか何かのあれはね、ちょっと少ないような感じがしたんですが、その辺、教育長、どうなんですかね。ちょっとお伺いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

教育長堀籠美子さん。

教育長 （堀籠美子君）

お答えいたします。

今、議員さんがお話しくださいました小泉様の「仙台の方言集」、それから、恐らく「宮床の方言1・2」の今村先生のお話だと思っておりますが、これらにつきましては、まほろばホールの図書室にもございます。

ほかには「七ツ森周辺の民話」、これは小野和子さん・山田裕子さんということで、小野先生は宮城県なんです、山田先生は黒川郡の方です、あと、「升沢に暮らす 集団移転に伴う民族調査資料」も、こちらは大和町の教育委員会と民族の会で編さんしたものもございます。ほかに「童こや一い」というので、佐藤とし子さんがつくったもの。ほかにも何冊かあるところでございます。最近では、「たべてけさいん」というので郷土料理を編さんしたということで、かなり何冊かありまして、これらをまとめて、今、まほろばの図書室は電算処理ができますので、保存に努めておりますので、お話しただければすぐ提供できるようになっているところで

す。

それで、このリストを見ますと、今、議員さんのおっしゃられました薬草については、確かにその項目がございません。民話、お料理、それからあと升沢とか、あと「水利を開いた千坂一族」というような歴史的な、郷土史的なものがありますので、今後もし、今、議員がおっしゃられたことについては、今後の仕事というんでしょうか、なるのかなというふうに思います。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

堀籠英雄君。

5 番 (堀籠英雄君)

ただいま、教育長が申し上げました、この食改、食生活改善の人たちが
つくりました「伝えたい大和の味 たべてけさいん」、これは3年ほど前
に出したわけですが、私もこういうものね、いろいろ、精進料理
とかね、この春の膳とか夏の膳とかいろいろありますので、こういったも
のをぜひね、望んだわけですが。しかしながら、いろいろ費用の面
で難しいということですが、これは頒布とか何とかという、そう
いう考えはないんですかね。制作して頒布という考えは。販売。できない
んですかね。

議 長 (大須賀 啓君)

教育長堀籠美子さん。

教育長 (堀籠美子君)

販売は、大変申しわけありません、うろ覚えのことを言って申しわけな
いんですが、販売をしたというの、私自身は聞いていないのはっきりお
答え申し上げられなくて申しわけありません。関係機関に分けてくださっ
たというところまででございます。申しわけありません。

議 長 (大須賀 啓君)

堀籠英雄君。

5 番 (堀籠英雄君)

確かに、これまで制作した中でね、個人的に配布したものもあるようで
ございます。

この薬草とかやっぱりことわざですか、それらがまだ少し足りないところ
もあるし、まだまだですね、この地域にまだまだ眠っているものがある
と思いますので、これらですね、まあ、いろいろ、老人クラブもございま
すし、あとやっぱり大和町でも西のほうと東のほうで方言なんかも違うこ
ともいろいろあるようです。その辺ももっと調べて、大切に保管してもら
うようにしてほしいと思うわけですが、最後に一言お願いしまし
て、この件を終わりたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
教育長堀籠美子さん。

教育長 （堀籠美子君）

伝承といいますか、長く生活の知恵として伝わっていることにつきましては、まとめて保存ということですが、今の段階では個人的なような部分があって、なかなか販売というところまでは行っていないんですけれども、ただ、たくさん、本の名前として挙げれば、黒川郡に関しては先ほど述べたのが主になりますけれども、そのほかにも県全体としても、民話についてもありますし、それから料理についてもありますし、それから孫に伝えたい話とか、かなりの冊数がありまして、これらはすべてまほろばホールの図書室のほうにあります。

ただ、私の手元で今見ますと、全部読んでいないのでわからないんですが、議員のおっしゃられた部分については、その題名としては見つからないということになりますので、これから議員のおっしゃられました方面のほうについても、地域の方の協力や理解を得ながら編さんしていければと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
堀籠英雄君。

5 番 （堀籠英雄君）

ぜひですね、もっと調べて、いいものをつくって残してほしいと思います。

これで1件目を終わりたいと思います。

次に、2件目の地元大学、高校生による模擬議会の開催についてを質問いたします。

これまで模擬議会は、平成6年6月に大和町議会広報紙の創刊100号を記念して中学生議会が開催されました。また、町制施行45周年を記念して、平成12年10月に女性模擬議会が開催され、さらには、町制施行50周年となる平成17年10月に中学生議会が、本番さながらの迫力ある議会が繰り広げられたところであります。

近年、若者の政治不信や低投票率が話題になる中、身近な地方議会である行政や議会に興味や目を向け、その大切さを知ってもらうため、学生議会を開催してはどうかと思うのであります。

町で、選挙投票時間に関するアンケートを、ことし1月から2月にかけて7,000名を抽出調査しました結果、回収数4,027件で、回収率は57.5%でありました。中でも、20代の回収状態は9.5%で、30代で13.9%と平均構成比より下回り、若者の政治に対する関心が低いように思います。

また、ことしは合併55周年を迎えるとともに、新庁舎の落成年でもあります。これまで記念すべき年に開催されてきた模擬議会、中学生議会の計画はあるようにも聞いておりますが、真新しい議場で地元にある宮城大学、あるいは黒川高校の学生を招き、若い感性を生かした議会を開催してはどうかと思うのであります。特に、大学生、高校生は、これから職につこうとする若者で、近年の社会情勢や経済情勢など、あるいは町政に大いに興味、関心を持っていると思いますので、必ずや学生の新鮮な意見、アイデアは行政運営の参考になることも期待できるので、開催の考えはないか、教育長の所見をお伺いするものでございます。

以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。教育長堀籠美子さん。

教育長 （堀籠美子君）

地元の大学、それから高校生による模擬議会の開催についてのご質問にお答えいたします。

全国的な傾向といたしましては、若者の社会に対する無関心化が叫ばれておりまして、政治・行政に対する無関心につきましても、選挙の投票率の低下という形で具体的にあらわれ、懸念しているところでございます。

こうしたことから、選挙啓発事業や選挙立会人への若年層の採用、そして過去に3回の中学生議会等を開催してまいりました。小・中学校では、社会科や総合的な学習の時間で取り組みを行ってきておりますが、町におきましても、行政への関心を高めるための高校生や中学生による職業体験活動を受け入れているところでございます。こうした活動を今後とも進め

てまいります。

地元大学・高校による模擬議会の開催につきましては、宮城県や宮城県教育委員会の関係もありますので難しいと考えておりますけれども、本年度は町内中学生によります4度目の模擬議会の開催につきまして、町制施行55周年を記念し、新議場の披露を兼ねまして計画いたしたいと考えております。

以上でございます。

議長（大須賀 啓君）

堀籠英雄君。

5 番（堀籠英雄君）

ただいま答弁をいただきました。ありがとうございました。

ことは、中学生議会を55周年で行う計画なそうでありますね。まあ、中学生議会も、私も5年前に傍聴をいたしました。確かに元気もあり、よかったですと思います。繰り返して言うようでございますが、本当に大学とか高校生はこれから社会に出て働く、そうした成長した学生の意見を聞くこともまた新鮮で、考えを聞くことも大切な気もするので、今回一般質問したわけでございます。

山梨県の昭和町でございますが、平成20年の11月に、山梨学院大の法学部の17名の大学生とですね、全国初の学生模擬議会で一般質問をした経緯がございます。このとき、17人、一般質問したのがおったそうです。今回も大和町議会も17人ほどおりましたが、1人の持ち時間が6分から7分ぐらいとして、一問一答方式の反問権を認めた方式で実施したそうでございます。いろいろですね、感想なんかをちょっとご紹介したいと思いますがね、傍聴者の感想では「学生の意見は理想ばかりで実現は難しいが、少しでもよい意見を取り入れてほしい」、それから「一問一答は新鮮な感じでわかりやすかった」と、そのように申しておりました。また、行政側、執行部の感想・意見ですが、これはですね、「学生の質問は、質問と提言がセットされて大変よかった」、それから「学生のアイデアを行政運営の参考にしたい」、そのように申しておられました。それから、この学生議員の感想は、「議会の重要性が理解できた」、それから「行政からの真剣な

答弁に感銘した」、そして「達成感があり、自己成長できたと思う」、このように三者三様が大変によいことであると申ししておりましたが、教育長はどのようにお考えですか。

議 長 （大須賀 啓君）
教育長堀籠美子さん。

教育長 （堀籠美子君）

今、議員のおっしゃられたそれぞれの立場の感想、なるほどと思って聞いておりました。今いただきましたそういう感想が、この中学生議会にも生きるようにしていきたいなと思っています。

最初に、平成6年に創刊100号を記念して開かれたときの中学生の質問に対してですが、実現されたものが思いのほか多いので——項目としては例えば、「鶴巢中のコンピューター機器の設置はいつごろか」という、そういう質問をしていました。特に、教育委員会関係ですけれども、それから、「図書館、図書室を充実してほしい」ということ、それから「登下校で非常に車がスピードを出しているので、大変帰る時間が心配だ」というようなことがありまして、それらを平成の、これは6年なんですけど、今その意見を見ると何かどんどん実現されてきていて、当時の生徒はもう30歳なんですけれども、発表してくださった方の貴重な意見だなと思って記録を読み返しているところでございます。

議員がおっしゃられましたことが生きるとな中学生議会を考えていきたいと思えます。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）
堀籠英雄君。

5 番 （堀籠英雄君）

このように山梨県では、大学生との学生議会も開催しておりますし、宮城県の教育委員会の関係もあるので難しいといったご答弁でございますが、今後こういった学生との議会などをやれないものか、検討してもらえるか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
教育長堀籠美子さん。

教育長 （堀籠美子君）

今の段階では、地元の子供・生徒の議会で頭がいっぱいで、なかなか他機関の大学生、それから高校生となりますと、その調整が難しいんですが、無責任で申しわけありませんが、黒川高校の校長先生にお話しするということはできるのかなと思っております。地元ですから宮城大学のほうとなると、ちょっと今の段階ではどうなのかなというところでございます。感想で申しわけありません。

議 長 （大須賀 啓君）
堀籠英雄君。

5 番 （堀籠英雄君）

私もね、高校、黒川高校に行ってきました。それで、校長先生といろいろお話ししましたら、「うちの生徒会、大分充実していますので、要請があればいつでもやります」と、そのように校長も申しておりましたので、ぜひですね、前向きに検討してもらいたいと思います。

もし何かご答弁がございましたらお願いします。これで終わります。

議 長 （大須賀 啓君）
教育長堀籠美子さん。

教育長 （堀籠美子君）

大変恐れ入ります。先にもう、黒川高校のほうに打診されたというので驚いておりますが、機会がありましたら話し合いをさせていただきます。

議 長 （大須賀 啓君）
堀籠英雄君。

5 番 (堀籠英雄君)

それでは、3件目の船形山への入山届出書箱の設置増加についてを質問いたします。

船形山は、本町の七ツ森、吉田川に並び、町民憲章、校歌、小唄にと数多く使用され、町のシンボルの一つとなっております。船形神社では、毎年5月1日にご神体のご開帳があり、県指定民族文化財「梵天ばやい」があり、子供からお年寄りまで参拝に訪れ、ご神体の湿りぐあいでもことしの天候を占い、豊作を祈願するという事で、農家の人から大変注目されております。

ことしの5月30日には、船形山の山開きが行われ、大和署員も旗坂に向いて、入山者は必ず入山届書を出すように呼びかけておられました。船形山は、登山愛好者が四季折々の変化を好み、年に数回、多い人では十数回も登山する人がいると聞いております。残雪のある春山登山や夏山登山、秋の紅葉の登山、そして積雪を踏んでの冬山登山と、その人その人の好みで登山をしております。

しかし、時にはコースを間違っ、遭難することも時々発生をしております。ことしも、新聞やテレビで報道がございましたが、3月に3名がコースを外れ、遭難騒動が発生いたしました。消防、警察、自衛隊、山岳救助隊の必死の捜索で、無事救助されました。何度も登っている登山経験者であったと聞きますが、登山カードは箱に入れてはいなかったそうです。入山届書を入れる箱は、旗坂と桑沼の2カ所にあります。3日に一度しか駐在所が回収に行かないとのことであり、回収後入れたとすると二、三日後にしか目を通すことができないので、設置場所をもっと手前に設置し、毎日回収できるように増加してはと思うのであります。

年間推定で約3,000名以上が登山され、入山届出書を出している人は700名弱しかいないとのことであります。それも、団体で入山される人は出しておりますが、数名の登山者は出している人は少ないようにも思われます。入り口には、入山届出書を出す啓蒙もなく、初めて来た人はただ通り過ぎることもあると思われ。そうしたことから、例えば吉田駐在所の目のつく看板を立てるとか、民家が少なくなる沢渡のカヤノミの木のある元バス停のところにカードを入れる箱を設置してはどうかと思います。

山岳遭難の4割は、山菜とりとなっているようですが、山合いは

平地と比べ天候が変わりやすく、似たような景色が広がり、自分がいた場所もわからなくなりやすいと言われております。本町も山小屋をつくったり、旗坂キャンプ場に水道を設置したり、看板を立てたりと多くの経費をかけPRしております。また、山岳遭難防止対策協議会、略して「山遭協」へ助成もしております。これも、本町にある標高1,500メートルの船形山という魅力ある財産的存在があるからであり、そうした意味においても、登山する人、山菜とりをする人が、無事故で安全に入山できるよう、登山カードを入れる箱を増設するとともに、するように大和署と本町が連携をとり、進めてはどうか、町長の考えをお伺いするものであります。

以上でございます。

議長 長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

おはようございます。

それでは、堀籠議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っておりますが、船形山への入山届出書の箱の増設、設置増加ということでございました。

船形山升沢遊歩道の近辺には、登山やハイキング、山菜・キノコ狩り等、平成21年度で約4万1,000人ほどの方が訪れておるということでございます。そのうち、船形山への入山者は推計700名と、届け出があったといえますかね、なっております。前年の平成20年と比較しますと約140人ほどふえておるということで、25%増加しております。このことは、栗駒山が地震の影響で登山ができなかったりと、そのような関係で一時的にこちらに、船形山に登る方がふえたのではないかというような推測もされておるところでございます。

平成21年度の県内山岳遭難者につきましては、17件20名で、うち5名が亡くなっております。船形山につきましては、2件4名でございまして、うちお一人がお亡くなりになりました。特に、本年3月には船形山での遭難事故がございまして、宮城・山形両県警と自衛隊の計200名態勢で捜索をし、無事発見されたことは記憶に新しいところでございます。幾らなれ

ておるベテランの方でも、悪天候などによりまして道を見失うことがございます。今回の場合は、携帯電話によりまして避難場所の位置がある程度特定できましたが、必ずしもこのようにいくとは限らない状況でございます。登山をされる場合には、義務ではありませんけれども、必ず入山届が大切であることを改めて再認識したところでございます。

入山届出箱につきましては、宮城県山岳遭難防止対策協議会大和支部が設置いたしております、届出書につきましては、大和警察署の吉田駐在所で回収をして、確認をしております。入山届出箱が登山入り口にありまして、2カ所でございますが、今、不十分というご発言でございますが、大和署では登山入り口までの警らも兼ねて回収をし、確認もしているという現状でございます。このようなことを踏まえますと、設置場所の増設につきましては、現状の登山入り口2カ所でよろしいのではないかというふうに思っております。

なお、冬期間におきましては、積雪の関係もございまして、入山届出箱を駐在所、吉田駐在所に設置するとか、また、警察や町のホームページからダウンロードできる入山届出書をメールによって受け付けるなどの工夫も必要ではないかというふうに考えております。

また、目につく看板というご質問もあったところでございますけれども、目につく色となりますと、比較的動物などにいたずらをされる、壊されるようなこともございまして、そういったことも考慮しながら一目でわかるような標示をしなければというふうに考えております。今後、大和警察署と相談をしながら検討してまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上です。

議長 (大須賀 啓君)
堀籠英雄君。

5 番 (堀籠英雄君)

ただいま、町長から回答をいただきました。

この入山届出書ですね、これは町のホームページ、それから桑沼・旗坂の入り口のところに用紙があります。立っております。そして、この届け

出の用紙は1枚に7名まで記帳できるようになっております。昨年ですね、平成21年は689名が届けを出しているデータが出ておりますが、実際この集まった枚数ですね、私も聞いてきたんですが、昨年度だと100枚弱であったということでございました。

私も先月、この届出箱を見に桑沼と旗坂に行ってきました。そのとき、旗坂に古川高校のバス、6台ほどとまっておりました。何百名という生徒さんが来て登山をしているそうでございますが、その人たちにね、全員記帳したかどうか、その辺は私も確認はとっておりませんでした。本来なら、登山する人だけではなくですね、この船形周辺、山菜とかキノコとりに来た人も本当は記入、箱に入れるべきであると思うんです。昨年あたり、4万人以上の方が来ておりますからね、本来なら本当に出すべきではないのかなと、そのように大和署の地域課の課長さんも申しておりました。

そして、入山届というのは、出すときは上半分出して、あと下山するとき下の半ぴら入れて、下山してその確認をしてもらうようになっているようでございますが、下山のときはほとんど出されていないような状況でもございました。入り口のところに、この2カ所の箱があるんですが、確かにこれね、ただ通り過ぎていく人もかなりいると思うんです。そこに、「必ず記帳してください」といったものが書かれていなかったように私も記憶しているんですが、何か今度ね、町のほうでも看板とか、できれば横断幕なんかもつくってやってもらえば、なおいいのかなと思うわけでございます。

それから、届出箱の増設ですが、冬期間だけ駐在所ということでございますが、できれば、駐在所だとなかなか人も、本当は入りたがらないんですよ。ですから、沢渡のカヤノミあるところに看板を立てて、そこに箱を設置すると回収も毎日できるし、目にもつくし、その辺がいいのかなという考えですが、町長、その辺もう一度お願いしたいと思います。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
入山届というもの、義務ではないと先ほど申しました。これは、山登り

の人たちのそれぞれのルール、決まりだというふうに思っております。したがって、強制的にというものはできないというところがありますけれども、本来皆さんが出すものだなということでもあります。

実質、4万1,000人入っておるわけですが、その中にはキノコとりの方もおりますし、旗坂キャンプの方もいる。船形山に登る方が、先ほど3,000人ですか、という推計というお話もありましたけれども、そういった中で4万人の中の1割弱の方がそういうことになるのかなというふうな思いがあります。登る方、プロの方といいますか、なれている方、または初めての方もおいでだと思いますけれども、比較的最近登りやすい環境ができておりますので、軽装で登られる方も多いただろうと思いますけれども、最低のルールを知ってから登ってもらうという基本はあるんだというふうに思っております。

また、登り口が今、旗坂と桑沼、2カ所になっております。やはり、登り口に基本的に置いておくのが原則だというふうに思っておりますし、その手前といいますといろいろな場所、あろうかと思っておりますけれども、我々は知っている場所であっても、初めて来た人がですね、そこに看板があるかというものについて常に認識しているわけではないわけですから、ある程度そういった皆さんがわかりやすい場所ということで、今の場所2カ所が基本的にはよろしいんではないかというふうに考えております。

なお、あそこは冬になりますと積雪がありまして、どうしてもその箱が隠れる等がありますので、先ほども申しましたとおり、駐在さんが適切ではないかということでお話ししたところでございます。場所につきましては、目立つわかりやすい場所ということで、駐在に限らずどこでも——どこでもといいますかね、いい場所があるのかもしれませんが、ただ、その辺をどうやって知らせるか、また、回収の問題もございますので、その辺は吉田に限らず警察署なり、または山遭協の方々ともいろいろ話をする必要はあるというふうに思っております。

今、メールでというお話をさせていただきましたが、ダウンロードではその用紙は警察署、大和町のホームページからダウンロードできるようになっております。ただ、その届け出を受け付けるのは、大和町では受け付けられるんですが、警察署では受け付けられるようになっておりません。ですから、大和町に来た分には警察署に届けるということができるんです

が、その辺は警察署のほうでも受け付けられるようなふうになればですね、そうするとその入山する人がダウンロードする段階でわかるわけですから、すぐできるんだらうなというふうに思います。そういったことで、その辺を警察、どういう利用でそういうのか、ちょっとまだ確認しておりませんが、その辺が受け付けられるような体制がとれるのかどうか、その辺も警察等と協議をしたいというふうに思っております。

また、看板等横断幕というお話もございましたが、先ほども申しましたとおり、下のほうに、ふもとのほうに来れば違うのかもかもしれませんけれども、その入り口等におきましては、けもの、クマなりそういったものがですね、そういったものに対して興味を持って、いたずらをして壊すという傾向があるようです。したがって、入山カードを入れるこの今の場所についても、余り派手な標示はできないと。それをやると、逆に壊されてしまうということもありますので、その辺の動物の習性といいますかね、そういったものも考えてやらなければいけないのではないかとというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）
堀籠英雄君。

5 番 （堀籠英雄君）

この旗坂のトイレとか掃除、あと、ごみ収集も人を頼んでもやっております。また、この山遭協にも、大和町でも年間7万5,000円ですか、助成もしております。確かに、この届けを出すのは義務ではございませんがね、万が一に備えてこの登山者カードを、警察とともに出すように啓蒙してもらうことをご期待しまして、終わります。

以上でございます。ありがとうございました。

議 長 （大須賀 啓君）
以上で、堀籠英雄君の一般質問を終わります。
2番松川利充君。

2 番 (松川利充君)

おはようございます。

それでは、私から、公共建築物や土木構造物の保守点検等について、1件3要旨で質問したいと思います。

本町には、小・中学校や保育所を初め、まほろばホール、ひだまりの丘、教育ふれあいセンター、体育館、公民館などのいわゆる特殊建築物や役場庁舎、さらには、橋や擁壁などの多くの公共施設を保有しています。これらの施設のすべては、大和町の大切な財産であり、大和町町民共有の財産でございます。この財産を良好な状態に維持保全し、効率的に運用していかなければなりません。

新庁舎が立派に完成して、5月27日にめでたく落成式が行われました。これを機会に、公共建築物や土木構造物の保守点検、維持保全についての重要性をかんがみて、質問をいたします。

建物の劣化は、完成したときから始まっておりまして、目に見えない小さなひび割れや汚れ、機械類からの異音、異臭などが建物の一生に重大な影響を及ぼすものへと徐々に広がっていきます。これらは、日々の点検を行い、劣化の兆候が小さいうちに適切な処置を施すことにより寿命を大きく延ばすことができます。さらには、保全費用の軽減を図ることができると同時に、地球環境保護の観点からも可能な限り長期間使用していくことが大切であります。また、公共施設を利用する町民の方々や働く職員の安全管理上においても、重要なことでございます。

このようなことから、次の点について伺います。

要旨1、本町における公共建築物の法定点検や自主点検の実施状況及び点検を行った結果をどのように活用して、維持保全と効率的な運用を図っているか、伺います。

要旨2、アメリカの話で恐縮でございますが、アメリカでは過去に橋の崩落がございました。日本では橋が落ちたという事例は聞いたことがありませんが、トラス橋などでの著しい腐食や破断した例がございます。日本の道路は、昭和30年代に始まる高度経済成長期を中心に大量に建設されまして、我が国の経済成長と国民生活の向上に大きな役割を果たしてまいりましたが、これらの道路橋は近々建設後40年から50年が経過することとなり、劣化損傷が激しくなって危険性が高まってきております。そこで、本

町にある道路橋の現状について伺います。

要旨3、近年、インテリジェントビルに代表されるように建物及び設備類の高度化が進み、それらの維持管理に要する費用が増大しております。ライフサイクルコストや土木構造物におけるライフサイクルエンジニアリングなどの総合的な評価の必要性が高まってきております。新しく建設された庁舎は、省エネ仕様で建設されておりますが、加えて長寿命化への取り組みなど今後のコスト低減策についてどのように考えているかを伺います。

以上です。

議長 (大須賀 啓君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

それでは、松川議員の建物につきましての点検保守等についてのご質問にお答えをいたします。

町では、小・中学校を始めとしまして、保育所、庁舎、まほろばホール、ひだまりの丘、総合体育館、町民研修センター、吉岡コミュニティセンター、町営住宅など、教育、文化、生涯学習、社会体育、福祉関連施設と数多くの公共施設を保有しております。これらの施設はすべて町の財産でございます。町民皆様の共有の財産でございます。これらの財産は常に良好な状態で維持し、その目的に従って最も効率的に運用しなければなりません。

ご質問の1点目、公共建築物の法定点検や自主点検の実施状況及び点検結果の活用状況についてでございますけれども、建築基準法の第12条第1項の規定によりまして、3年に一度、法定点検が義務づけられている施設につきましては、一つは避難階以外の階で客席が200平米以上あります集会施設ということで、まほろばホール。次に、床面積が300平米以上の児童福祉施設として、大和町保育所、もみじヶ丘保育所、それから憩いの家たんぽぽ、もみじヶ丘児童館がございます。また、床面積が2,000平米以上で2階建て以上の体育施設といたしまして、総合体育館。さらに、床面積1,000平米以上で3階建て以上の共同住宅としまして、下町、蔵下、西

原の町営アパートが該当しております。

この法定点検につきましては、町営住宅が平成20年度に、それ以外は平成21年度に実施しております。町営住宅以外の建物で指摘事項はございませんでした。町営住宅で指摘のございました蔵下住宅の屋上防水槽の劣化につきましては、昨年度から対応しておるところでございます。下町住宅の屋上高架水槽鉄骨架台のさびの修繕につきましては、本年度に対応したいと考えておるところでございます。また、西原住宅等には外壁のひび割れが見られますが、経過観察とされておるところでございます。その他、自主点検等によりまして不具合等があった場合には、その都度補修を加え、管理をしておるところでございます。

次に、ご質問の2点目でございますけれども、本町にある道路橋の現状についてでございますが、現在町が管理しております道路橋は141橋でありまして、そのほとんどがコンクリート製の橋となっております。そして、その多くが昭和30年代から50年代にかけられており、老朽化が見られるところでございます。

このようなことから、一昨年度より県主催の橋梁点検に関する講習会に職員を派遣をして、知識・技能の習得を図った上で昨年度より自主点検を行っておるところでございます。昨年度は橋長が15メートル以上の重要橋39橋中、古い順から7橋の点検を行っております。これまでの調査結果において、緊急にかけかえが必要な橋はございませんけれども、高欄の腐食等が見られますので、計画的に補修してまいりたいと、このように考えております。

また、本年度は8橋の点検を予定しております。順次計画的に点検を行い、長寿命化を図って対策をとってまいりたいと考えておるところでございます。

次に、質問の3点目でございます。新庁舎の長寿命化への取り組みについてでございますが、この建物につきましては、今後の行政の中心的な役割を果たすことから、長期間使用することを基本と考えております。

長寿命化対策といたしましては、外壁につきましては南面、南側がコンクリートの劣化を防止するため、コンクリート打ちっ放しに撥水剤仕上げといたしまして、酸性雨等の対策を講じております。また、北側につきましては、50角磁器質タイル張りとして、雨水の吸収率が低く、凍

結防止や耐光性に配慮してあります。屋上につきましては、アスファルト防水に抑え、コンクリート仕上げといたしております。

建物を長期的に維持管理するためには、きめ細かなメンテナンスが必要と考えておまして、特定建築物でございますので、その特定建築物としての定期点検を実施してまいりますほかにも、日常管理に努めてまいりたいと思います。

また、将来にわたる維持管理対策といたしましては、省エネ対策といたしまして、深夜電力を使用した蓄熱水方式を採用するとともに、庁舎内の節電のため執務室の蛍光灯を1列ごとに調整できるようスイッチの設定を行い、廊下、トイレ等は不要なときに電源が切れるようにセンサーづけといたしております。

これらのことから、環境に配慮しつつも維持管理のコスト削減に努める必要があり、建物の長寿命化・低コスト化対策に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長 （大須賀 啓君）
松川利充君。

2 番 （松川利充君）

それでは、建築物におけるその点検の分類は、日常点検と定期点検があります。その定期点検には、自主点検と法定点検がございます。法定点検には、定期検査と性能検査があります。法定点検は法律で定められて行うものでありまして、専門家の視点からの点検は重要であります。

しかしながら、それも重要ですが、それと同時に大切なのは、みんなで建物を大事に使って長持ちさせようとする共通の認識が必要でございます。劣化損傷が大きくなってから発見したのでは、大きな修繕費を要することになり、同時にそのことが重大な事故の発生につながる場合もあります。今後、まほろばホールやひだまりの丘、総合体育館などはそろそろ大きな修繕費用がかかるような年数になってまいりました。

そこでちょっと、別のお話で大変恐縮でございますが、ちょっと聞いていただきたいのですが、皆様ご存じのように、東京の赤坂プリンスホテル、

来年3月で営業を終了して、閉館することになりました。赤坂プリンスホテルは、1955年に現在の旧館をオープンしてから、さらに、1983年に有名な丹下健三先生が設計して、地上40階建て、客室数715室を誇る新館の営業を開始したのでございます。当時は、若者を中心として、バブル期には予約がとれないほどの人気を得ていました。

しかし、施設の老朽化や景気低迷の影響で近年は客足が伸び悩んでいたことに加え、外国ホテルチェーンの相次ぐ日本進出で競争が激化しました。今後の業績回復には、建物の修繕費用が莫大になりまして、多額の資金等が必要となるため、営業継続を断念して閉館を決定したと報道されました。解体されるそうでございます。私は、プリンスホテルには泊まったことはないんですが、町長はあるかどうか存じ上げていないのですが、この築27年、近代日本建築技術の粋を集めて建設された建物がね、無残にも27年で姿を消すのであります。

一方ですね、霞が関ビルディング、これは1968年4月に地上36階、地下3階、地上高147メートルの超高層ビルでオープンしました。1962年8月に建築基準法が改正されまして、高さ31メートルの制限、つまりいわゆる「100尺規制」と言ったんですが、それが撤廃されることになりました。そして、高層ビルに変更して建設されたのでございます。技術革新によって、地震に耐えられるような建築ができるようになったから、いわゆる「100尺規制」が撤廃されたのであります。設計は、山下寿郎設計事務所でございます。

現在、42年が経過したんですが、なお設備のリニューアルなんかも積極的に進めましてね、あるいは継続的なIT化など、あるいはテナントを入れかえたり、ビルの資産価値を減らさないように努力を行ってきたそうでございまして、さらに加えてですね、ビル単体にとどまらず、地域全体の付加価値の向上が図られてきたわけでございます。

民間施設であり、使用目的に違いはありますが、これらの取り組みや姿勢や、そしてメンテナンスの差が、こういった建築の長寿命化に大きな差ができてきたと、このように思います。

昨日、テレビでご覧になった方もいらっしゃると思いますが、江戸時代末期に日本とアメリカの公式の交流が始まってから150年になるのを記念して、ニューヨークのエンパイア・ステート・ビルディングが、日本の国

旗の色である紅白にライトアップされました。エンパイア・ステート・ビルディングは、1931年に竣工しまして、高さ443.2メートルを誇るニューヨークのシンボルであります。築79年たちました。

先ほど、アメリカの橋が崩落したとお話ししましたが、そればかりでなく、アメリカの名誉のためにね、ちょっとつけ加えさせて例を挙げてみますと、アメリカには古い橋も数多くございます。ニューヨーク市のマンハッタンのブルックリン橋は、アメリカで最も古い橋の一つで、1883年に竣工して、現在127年たちました。そのほかにもウィリアムバーグ橋やマンハッタン橋、これらも立派に現役でございます。これはなぜかといいますと、以前、NHKのいわゆるライフサイクルコストのその放送がありまして、その点検作業の様様を私、見る機会がありました。これはやっぱりね、保守点検を徹底して行ってきた結果である、このように感じております。

しかしながら、日本にも古い橋がたくさんございます。明治時代初期の橋もありますし、昭和の1930年代、いわゆる築、建設してから80年以上の橋も数多くあります。ですから、危険な橋もあるんですが、このように立派な橋も存在しているということですね。それは、先ほど言いましたように、メンテナンスを小まめに実行しているということが、そのあらわれでございます。

ややもしますと我々は、コンクリートの耐用年数というのは50年から60年だと、このように思っておりますけれども、やはりこの際ですね、100年以上を目指して長寿命化を図るべきだと、このように思います。問題は、やっぱりこのRC構造、いわゆる鉄筋コンクリート構造、あるいはSRC構造、いわゆる鉄骨と鉄筋コンクリート構造の、その中のコンクリートの劣化をいかに食いとめるかということでございます。現在は、先ほどは町長からの答弁がございましたように、技術革新が進んで、いわゆる撥水剤とか、いわゆる補強用コンクリートなどの材料や防食工法などの新しい技術が開発されました。ぜひともそれらを、新技術導入も考えながら、できる限りの長寿命化を図っていただきたいと思っております。

そこで、先ほど申し上げましたライフサイクルコスト、あるいはライフサイクルエンジニアリング、これらの総合的な評価など、これらを取り入れながらコスト低減を図っていくことも必要であると思っておりますが、再度町長の考えを伺いたいと思っております。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

建物維持管理という部分につきまして、お話しのとおり、やはり維持管理をいかにするかによって、その耐用年数といたしますか、そういったものはまるっきり違ってくるんだというふうに思っております。

コンクリート、素人の考え方と言うと、本当は何百年ももつような気がしておったところでございますが、決してそうではない。ただ、それも管理の仕方であるということだというふうに思っております。先ほど、赤坂プリンスホテルとか霞が関の例もあったところでございますが、そのような手入れといたしますかね、そういったものが必要であろうというふうに思っております。

今、当然そういったことをしっかりやっていくということ、必要だというふうに思っておりますし、法定点検でも今何か、例えばまほろばホールなどでも、あの壁の上のほうのタイルの張りぐあいですかね、あそこまでたたいてみてチェックをすると。結構大変な点検ですね、今の点検というのは。「そこまでやるのか」というほどに思うところがあったんですが、そういった点検までやっているということで、そういったことをやることによって、その何十年、何百年といたしますかね、そういったところまでもっていけるのかなというふうに思っております。

今後、そういったことについては、もちろん法定点検ということはきちっとやっていくのは当然でございますけれども、お話しのとおり、みんなが常に意識した中で、そういったもののチェックを常に見ていくということが大切なのではないかとこのように思っております。

やっぱり、本当は小さいうちに次々直していけばよろしいんでしょうけれども、その辺のタイミングといたしますか、その手をかけるところ、その辺のやり方は予算とかの関係があるわけでございますけれども、ただ、長期的なことを考えれば、そういったものを見越して前々にやるとか、そういったことも、まあ、全体の予算を見ながらということではありますけれども、やっていく必要はおっしゃるとおり、あるというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

松川利充君。

2 番 （松川利充君）

ぜひですね、この保守点検をしっかりとやっていただいて、全員の共通の認識を持っていただいてですね、大事に公共物を使って、長寿命化を図ってですね、町民の負託にこたえていただきますように願ひまして、私の質問を終わりたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）

以上で、松川利充君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午前 11時 13分 休 憩

午前 11時 24分 再 開

議 長 （大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

9番馬場久雄君。

9 番 （馬場久雄君）

「これからの大和町に臨んで」という件名であります、新庁舎落成しまして、町長始め、職員の皆様も新たな、心機一転といえますか、そういった気持ちで初登庁なさったんだらうと思います。そういった観点も含めまして、「これからの大和町に臨んで」ということで質問をさせていただきます。

旧庁舎は、昭和31年10月に完成しまして、「まちづくりの拠点として54年間にわたって親しまれてきた」と書いてございました。町の新しいシンボルとして、5月の連休明けから新しい庁舎で業務が開始されまして、早や1カ月が経過しております。新時代へ対応する住民サービスの拠点とし

て、新庁舎は「住民の交流と町政参加の場」を基本理念として掲げております。

たまたま、先日拝見いたしました「広報たいわ」6月号、いつも楽しみに見ているんですが、大和町長、浅野町長のホットラインの一節が書いてありました。閉庁式の4月30日は、たまたま桜の開花のおくれで、その日は満開でありましたと。旧庁舎への思いはもちろん、さらに大きく飛躍をしようという大和町へのはなむけの花道というふうに本人が感じておられたという、エッセイといたしますか、雑感が載っておりました。そういった気持ちで、冒頭申し上げたようにですね、町長を筆頭に職員の皆様も、これは「やるぞ」というふうな形で臨んで、新庁舎に入られたんだと思います。

それで、要旨であります、3点ほどお尋ねをいたします。

今申し述べましたことを契機といたしまして、新たな時代へ向けて町長のまちづくりへの考え方をお伺いするものであります。新たな時代といたしますか、建物だけが新しくなったとか、そういった形ではなくて、やはり第四次総合計画のスローガンにもありますように、新しく注目されている大和町であります。きのうの一般質問等々でも、定住促進策であるとかいろいろな、庁舎の整備であるとか、一般質問できのうも出されました。そういう企業も進出してくる、また人口もふえる、いろいろな、安全・安心な大和町に住みたいというふうなことを求めて、町長としてのまちづくりへの考えをお伺いするのが1点でございます。

それから、2番目なんです、旧庁舎のほうなんです、町なか、吉岡の町の中にありますが、いずれ解体すると聞いております。その跡地の活用策の検討をなされておるといふふうに聞いておりますし、その結果がいつごろになるのかなというこの質問であります。

ただ、この件に関しては、今回の定例会の町長のごあいさつの中に、庁舎跡地の文言が触れられてありました。教育ゾーンという前々からの設定、それからぎわいゾーンというふうな形、その両方相まった形で今後どういふふうに検討するのかというふうなことが前からも出されておりますが、ただですね、実施計画を見ますと、平成22年度、今年度で500万円、それから23年度でも500万円というふうな実施設計ですね。合わせて1,000万円の予算計上というか、そういう予定を立てておるわけなので、やはり私ど

ももそういう形でどういうふうになるんだろうと、町民の皆さんも関心事であります。

新庁舎にもう移転してという形でスタートしておるわけですから、やはり早くそういう結論を示していただいて、周りの動きもキャッチしながらやるのがいいのかなというふうに思いましたので、改めてその件について質問をさせていただきます。

3) のほうなんです、新旧住民といいますか、今後ある機関を通しまして、非常に大和町を知らない、また黒川郡を知らない方々、要するに企業さんの方々が定住なされたり、また、きのうのお話にもありましたように、30代前半の方々が住み着くんであろうと。そうした場合にはいろいろな、子供をこっちで産んだり、また生まれた子供を連れてきたりという形で、新しい大和町に住み着くというような期待が非常に多いわけなもので、そういう新しい住民の方々を迎え入れる、そういう交流の場として、進出してこられる数多くの企業さんの、例えばPR館といいますか、そういったものもひとつつくってですね、古くからおられる方もどういった企業さんがおられるかもわからないまま行っておるわけなんで、そういう場があればいいかなというふうにも、私、個人的に考えるところです。

あわせて、そのPR館で地場の物産といいますか、そういったものの販売を通して、いろいろな農産物なり、大和町の名産物なり、そういったものが販売を通して交流が図られればというようなこともありましたので、以上3点の要旨になりますが、ご答弁をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議 長 (大須賀 啓君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

それでは、馬場議員のご質問にお答えをいたします。

新庁舎は、町の歴史と風土の継承と、人々の交流と町政参加の場を基本に、住民サービスの向上と効率的な事務執行機能に配慮をいたし、住民の共感を得る地方自治のシンボルとして、新しい時代に対応した庁舎として建築をしたものでございまして、デザインは南側、南面は明るく光が入り

やすいように全面ガラス張り、カーテンウォールといたしまして、北側は冬の寒さに対応するようタイル張りで、庁舎らしく落ち着いたものとしたしました。また、窓口は来庁者の皆様をお迎えするため、1階ロビーに総合案内係を配置するとともに、ワンストップ・サービスを基本として総合窓口を設置いたしました。このほか、冷暖房は化石燃料を使用しない、深夜電力を活用した蓄熱水槽による方式に、照明灯は1列ごとに切りかえができ、明かりセンサーによりまして照度の調整が図れるものとしまして、環境に配慮したものとなっております。

新庁舎は5月6日より業務を開始いたしまして、10日に開庁セレモニー、27日には落成式典を行い、広く町内外に新庁舎の概要もお知らせしたところでございます。

また、式典等のあいさつでも申し述べたところでございますけれども、新庁舎完成を機に一層気を引き締めて、町民の皆様方の福祉の向上に努めるとともに、自動車産業や先端情報技術産業の集積などによりますますさらなる発展が見込まれる中、これまでも、これからも、町民の皆さんが誇りと愛着を持って住み続けられる町にしていきたいという思いを強くしておるところでございます。

そして、今後のまちづくりの基本といたしましては、新たな住民自治のシンボルとしての新庁舎を拠点に、昨年度策定いたしました第四次総合計画にテーマとして掲げました「みやぎの中核都市・大和」の実現に向け、「協働」と「人づくり」をキーワードに、実施計画で提案している各施設を一つ一つ確実に実施していくことであるというふうに思っております。

次に、旧庁舎の跡地利用についてでございますが、昨年度に職員からなります「役場跡地等土地利用検討ワーキンググループ」を立ち上げまして、土地利用等について検討を行わせ、3月に報告を受けたところでございます。現在は、その報告内容の整合性等について、政策会議のメンバーによりまして「役場跡地等土地利用検討委員会」で協議を進めております。

基本的には、あいさつでも申し上げましたが、旧役場庁舎は当初の方針どおりすべて解体としまして、跡地につきましては、教育ゾーンや、また中町通り、吉岡八幡神社地域を含んだにぎわいゾーンとして位置づけ、継続を図るものとして、大和町保育所の移転新築用地並びに一部にぎわい支援広場として活用する方向性といたしたところでございます。

また、保育所移転によりまして、現保育所敷地はスクールバスの乗降待機場所に加えまして、吉岡児童館とともに児童館や子育て支援機能としての活用等を予定しておるところでございます。

整備に当たりましては、今年度、旧農協跡地に民間保育所の整備を行うこととしておりますので、その整備運営状況並びに町民の方々の意見を踏まえましての整備スケジュールを今想定しておるところでございます。

以上です。

議 長 （大須賀 啓君）
馬場久雄君。

9 番 （馬場久雄君）

それでは、質問させていただきます。

今、町長から回答をいただきました。1番目の件なんですけど、窓口には総合案内係を配置し、ワンストップ・サービスを基本とすると。私も初めて新庁舎へ入って、ちょっと今までと違うなと思ったのは、こういった新庁舎のきれいなこと、それから職員の、特に女子職員の方の制服といいですか、ユニホームというのが、「あれ、なくなったんだな」ということとですね、それからやはり入ってすぐに「どちらに行かれますか」というふうな、そういう住民に対するサービス、そういうもの、「あっ、やっぱり違うところがあるんだな」と聞きました。

この総合案内係を置いて1カ月過ぎました。そういう中で、非常に町長が思っていた、そのワンストップ・サービスの実現というか、そういうものの、効果がやはり出てきているなというふうに感じられますか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

総合案内と総合窓口でございますけれども、総合窓口・総合案内につきましては、両方とも非常に効果があるといえますか、よかったなというふうに思っております。いろいろお客さん、おいでになっておりますが、庁

舎に入ったときにすぐ総合案内の方が声をかけてくれる、そして案内をしてもらえるということについて、「非常に気持ちよく役場に来られました」という評価もいただいておりますので、これは、建物が新しいわけでございますので、案内は当然必要なのかというふうに思っておりますが、思った以上の効果といいますかね、皆さんに好意的に思っただけにいるんだなというふうに思っております。

また、総合窓口につきましても、あそこの1カ所で、ワンストップでほとんどできるという体制でございますので、これについても、今までがちょっとあっちこっちといいますかね、旧庁舎では保健福祉が別だったり、いろいろあったところがありますので、やっと住民の方々に、まあ、当たり前なのかもしれませんが、サービスがスムーズに提供できるようになったなというふうに感じております。

議 長 （大須賀 啓君）

馬場久雄君。

9 番 （馬場久雄君）

ご回答いただいた中で、内容を拝見しますと、新庁舎の特徴といいますか、こういったエコにも注意しているというふうな特徴が今述べられたわけなんですけど、関連して申し上げますと、今のまず、入ってみて広いなというふうな感じ、町民の方からも聞きます。余りにもスペースが、空きスペースがあり過ぎるのではないかとかという声も聞きます。やはりあの1階ロビー、いずれどういった形で使われるんだろうと思います。あの西側に向いて、入って行って左側のほうですね、ああいったものの活用。また、2階も結構広いスペースがございます。特に1階なんかは、あれをどういうふうにするんだろうというふうなこともたまたま聞かれますので、今新しくあれを活用しようと、あのスペース、「交流スペース」とはなっているんですが、具体的にはどういう形で使われようというふうになさっているのか、お伺いしておきます。

それと、もう1点聞きたいんですが、やはりどうしても、今、新庁舎が出て、この南第二の区画整理組合が開発途中であります。非常にこっちに中心といいますか、重きが、重点がですね、この地域に置かれているとい

うのは事実なんです。2番目の項目とも関連しますが、やはり旧吉岡の町の中、人口的には比較的昔から住んでいる方々が多いということもあって、やはり若干こういう新庁舎と比べますと、ちょっと遠くなったなというようなことも感じられます。いろいろな面ですね、今住まわれている古い方々、またそこに新しく企業さんの従業員の方々、住まわれる可能性も十二分にあるわけなんです、そういった場合の、ひとつ取り残されたという感じじゃなくて、いろいろなそういう古い、古くなりつつある地域とのバランスですね。そういう交流はもちろんですが、いろいろな面で行き来ができる姿形があればなというふうに思うんですが、そういった形で、新旧と言うとちょっと語弊あるんですが、そういうとらえ方をさせていただければ、町長としてどういうてこ入れというか、どういう形を考えておられるのか、あわせてお伺いします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず、1階ロビーといいますか、活用の仕方ということでございますが、先ほどお話しあったように交流の場という基本がございます。きょう、議会中には下にモニターを設けまして、ここがいっぱいだった場合とか、またここまで来られないお客さんとかですね、そういった方に見ていただくようにそういった設置をしておるところでございます。

また、そのスペースのもっと南側といいますか、あそこには企業さんの商品、企業といいますかね、町の特産品とか、そういったものを展示するスペースが設けられておりまして、例えば今ですと、七ツ森周辺で焼物をやっている方々の作品が並んでおるとか、あとは推奨品が並んでおるとかというスペースになっております。あのショーケースにつきましては、東北計器さんから寄贈をいただきましてやったところでございますが、あそこに並べてあるものにつきましては、今は食品とかそういったものが並んでおりますけれども、先ほどご質問にもありました、その進出企業さんのPRとかですね、そういったものにもあの場を活用できれば、例えばパネルを飾っていただくとか、そういったものもできるのではないかというふ

うに考えております。まだまだ、具体的に企業さんに話しかけて、「こういったローテーションで」とかとまでは言っていませんけれども、そういった活用もできるということで、そういったことも活用もできるようにというふうにあそこを準備しておる部分もございます。

それから、こちらのほうの広いスペースにつきましては、いろいろ使い方はあるかと思えますけれども、例えば短期間におけます展示、皆さんがつくった作品の展示とかですね、そういったことも可能ではないかというふうに思っておるわけでありまして、なかなか県庁のようにコンサートとか何かというまでには、ちょっとね、仕事の関係とかもあってそれは難しいのかもしれないけれども、そういった工夫をしていきたい。逆に言えば、皆さん方、町民の方からも「こういった方法で使えませんか」というような提案もしていただければ、すべてができるかどうかは別として、営利目的とかではない限り、そうでなければそういったことも可能ではないかというふうに思っておりますので、その辺の提案もいただければ大変ありがたいなというふうにひとつ思っております。

スペースにつきましては、そういった考え方で、まだまだ具体的ではございませんけれども、そういった形の企業さんのPRなり、またはその地場産品のPR・展示、そういったことにも使えるスペースということで考えております。

それから、旧新という言い方もちょっとおかしいんですが、こちらと旧庁舎のあった商店街といいますかね、そういったことのバランスということでございますけれども、確かに庁舎がこちらに来たことによる人の動きといいますか、そういったものは今までと違った部分も出てきているのではないかというふうに思います。今後、こういった形になるかということはあるわけでございますが、基本的に向こうからこちらに来られる方が遠くなったとかというお話もちろんあるわけですが、町民バスをこちらに流せるといいますか、通れるようなルートはもう開設しておりますので、まあ、本数は少ないわけでございますけれども、そういった形でおいでいただける、今できるところではそういうことをやっております

また、向こう——向こうといいますか、商店街の活性化にもつながっていくんだというふうに思っておりますが、今般、「まるごと茶屋」のリニューアルオープンがございまして、あそこであめ工房ですか、ああいった

「まるごと委員会」の方々のご努力で工房ができました。また、あそこに交流スペースといいますかね、ああいったものもできております。そういった商店街の方々のご努力もありますし、あと、先ほども申しましたが、旧庁舎の跡地を利用するということですね。交流の場で建物、会館的なものは今のところ予定はしておりませんが、こういった、例えば島田飴なり、または産業まつりですか、前あったわけですが、そういうときに利活用ができ、そしてその流れで全体の商店街のほうに活気が出るような使い方ができる施設といいますかね、そういったものを考えております。

町でできる部分につきまして、空き店舗対策とかそういったことも考えておるところではございますけれども、これは今までもやってきたところでございます、特別目新しいことではないんですが、そういったものは当然やっていかなければいけないというふうにも思っております。

また、起爆剤として町はいろいろ提供できるわけですが、それを継続してやるというのはなかなか難しいところがございます。今回、55周年で、あそこで七夕とかああいったことをやる、そのことが起爆剤になるということで、あとは商店街の方々にも頑張ってもらってそれを継続するとか、それを関連させるとかですね、そういったご努力もお願いしたいと。商工会なり、そういった皆さん方のご協力もお願いしたいというふうに思っておりますが、そういうふうに考えております。

議 長 （大須賀 啓君）
馬場久雄君。

9 番 （馬場久雄君）

先ほど、町長からのお答えの中に、その跡地の件ですね、大和町保育所の移転新築の用地として考えたいと。一部、今も触れられましたけれども、にぎわいゾーンというかわりからもいろいろな、島田飴のときとかのにぎわい支援の広場として活用しようというふうな方向性になりましたというご回答がありました。この保育所が、私ども議員からも大分古いかですね、スペースが足りないとかというふうに言われている中で、いろいろとご検討なされた中でこういう結論が導かれたんだろうと思います。

このにぎわい支援広場というのは、要するに今、町長がおっしゃったよ

うに、建物を建てるのではなくて、一応空きスペース、オープンスペースとしてあけておくというふうな、何にでも緊急に使えるというようなオープンスペースというふうにして理解していいんだらうと思います。それでよろしいんですか。何か新たな、中町商店街とか吉岡八幡神社、あの近辺にございますので、さらなる商業振興のためにこういったものをしましよとかというふうな踏み込んだあれではなくて、あくまでも保育所を建て、そのスペースを駐車場に使うなり、例えばいろいろなイベントをするときの建物、テントを張るスペースとして持つておくとか、そういった考え方に置こうという、このにぎわい支援広場というのはそういう考え方でよろしいんでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

旧庁舎といいますか、あそこの跡地につきましては、先ほどその保育所、そしてにぎわい広場という基本的な考え方を町のほうで今、我々が考えておるといことでございまして、具体的にこういうふうな形というのは、今詰めておる段階でございます。もちろん、議員の皆様方にご意見をちょうだいする、そういった機会も必要でございますし、また、そのにぎわい広場につきましても、オープン広場、オープンスペースということだけでただ単にあけておくというのでいいのか、またはどういった、ステージを準備するとかですね。私はステージとかは、ちょっとあれではないと思います。例えばの話ですけれども、そういったものがいいのかですね。そういったことは、地域の方々とのいろいろな話し合いもこれから必要だというふうに思っております。

これで決定ということではなくて、ただ、あそこに、そのにぎわい広場の部分で言えばですね、申しわけないけれども、あそこに例えばさっき議員さんがお話しになった物産館とかPR館とか、そういったものを新たにハード物で立ち上げるということではなくてですね、広場のままといえば広場のままなのかもしれませんが、オープンスペースとして、ただ、そのことについても、ただその広場で、ただ原っぱに残しておくということ

はなくてですね、それなりのコンセプトを持って、地域の方々とも御相談をさせていただきながら計画をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

議長 （大須賀 啓君）
馬場久雄君。

9 番 （馬場久雄君）

再度申し上げますが、やはり吸引力がちょっと今なくなっておるのが、あの旧市街地のほうの状況でございます。いろいろお話を聞きますと、やはり役場さんがなくなってから、こっちに移ってから、車の通りも何かちょっと少ないなとか、もちろん車が通らないということはおりる人も少ないわけですから、人も少ないわけなので、ひいては、飲食店さんも「どうなの」と聞くと、「うーん、やっぱり遠くなったね」というふうな感じを抱いています。

あらゆる面で、やはり人の集まるというか、そういう場所がなくなるということは、結構商店街の方々はきいておるようなので、ぜひですね、こういった保育所移転、新築にしても、まあ、人もついてきますしね、そういう形で何か核となるものが必要かなというふうに、私、個人的には思います。あのまま更地にして置いておくというよりは、多少そういう明かりが見えてくるのかなというふうには考えるところです。

以上、今後、保育所移転した場合のスクールバスの待機所とか云々かんぬん、今から詰め方になるんだらうというふうに思いますので、今後ですね、やはり新旧いろいろ織りまざった中で、また新しい企業さんの方々が、若い方々が来られるということも期待していますので、ぜひ知恵を絞って、いい大和町、まちづくりに生かしていただければというふうに要望いたします。

以上、終わります。

議長 （大須賀 啓君）

以上で、馬場久雄君の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

再開は午後 1 時とします。

午前 11 時 54 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

6 番高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

それでは、質問をさせていただきます。

バスターミナル整備事業についてであります。

新庁舎北側に隣接して整備をする交通ターミナル、バスターミナルですね。21年度の国交省所管の補助を活用して事業用地取得するということに伴って、町の担当はこれまで、都市建設課の所管事務として進めてこられておるようですが、果たしてこのことでよいのだろうかということを感じます。

第四次総合計画で示す町の優先課題としても取り上げておりますし、かつ、重要施策として掲げてあるものであり、これとは別に、この新庁舎近辺の開発にも大きく影響する大切な事業になるであろうということであるからです。

3月議会でこのことについても、一般質問やら質疑等で執行側との議論をさせていただいたわけではありますが、その中で、町の政策判断を最終決定する機関として多分位置づけておられるんであろう政策会議、出席者は三役と総務まちづくり課、財政課、産業振興課、都市建設課、保健福祉課、各課長の出席によって構成されているようでありますが、そこに十分なる情報が提供されないまま、その時点まで進めてこられたと。果たして、十分議論されたのかという疑念はぬぐいされませんでした。

言い方を変えれば、知らなかったと、それは所管課で把握しているという答弁をいただいたということだったわけではありますが、無責任と言わざるを得ないと。イコール、町民にも全く説明をされていない状況であると。

私としては、総務まちづくり課がまちづくりのメイン事業として主管なされて、長期的な利用計画を含めた企画を練り直して、町の新中心地にふさわしい活用策に仕上げるべきだという観点から、町の考え方を問うものがあります。

以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまのバスターミナル整備事業につきましてのご質問にお答えをいたします。

この交通ターミナル整備事業につきましては、お話しのとおり、国土交通省の社会資本整備総合交付金の活力創出基盤整備事業、いわゆる道路事業として取り組んでおるものでございます。このことから、現在、道路事業所管の都市建設課におきまして、事業を進めておるところでございます。

議員のお話のとおり、本事業は「みやぎの中核都市」を目指す本町にとりまして、今後のまちづくりに大きな役割を持つものでございまして、また、本町に限らず、仙台都市圏にとりましても重要な役割を果たすものと思っております。

本事業は、多様な交通機関の結節点を整備することによりまして、新たなぎわい拠点を創出していくものであり、また、エコ通勤によります環境への負荷軽減を図り、環境配慮のまちづくりを推進するものでもございます。

このような考えのもと、昨年7月に国、国交省に赴きまして、その担当官に事業化の可能性につきまして相談いたしましたところ、担当官からは「補助制度の趣旨にのっとった事業であり、事業化は可能」とのお話を受けまして、平成21年度で基本設計、平成22年度で実施設計と用地買収、23年度で施設整備を行う予定で県と話を進め、本事業の実現化に向けて庁内で検討を重ねてきたところでございます。

その後、政権交代もございまして、新規事業の採択が不透明な状況になっておりました中、11月に国・県から年度内事業化の打診がございまして、

12月補正で予算措置をお願いして、事業に着手したところでございます。
このような経過から、基本設計と用地取得というハード面が先行した形になりまして、都市建設課がこれを担当してきたところでございます。

しかしながら、施設等の活用につきましては、県や交通関係機関、企業等との調整などソフト面での検討も重要と考えます。現在、関係課——関係課と申しますのは、総務まちづくり課、財政課、都市建設課、産業振興課、保健福祉課、環境生活課が連携をして協議をしておるところでございますが、なお、交通関係機関等と調整等も踏まえながら、総合的に進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

議 長 （大須賀 啓君）
高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

では、まず、大変疑問に感じると申し上げました、この政策会議のあり方ということについてでありますけれども、先ほど申し上げましたように、十分なその情報の共有すらない中で、その事業が進められているという認識を私は持ったわけではありますが、言ってみれば、これも総額3億円の3カ年度事業という巨額の資金を投じての、まあ、単独費用としても1億円を優に超える費用を投じて行う事業でありますよね。こういった計画をです、そういう中で決めていくというのは、非常に不安と、言ってみれば恐ろしさを感じざるを得ないというかですね、この政策会議、機能していらっしゃいますか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

政策会議、機能しておるかということでございますが、しているというふうに思っております。

政策会議は、基本的に毎月会議をやっております。各課といたしますか、

全課に政策会議にかける課題等々あった場合には、前もって担当課——総務まちづくり課でございますが、そちらにそういった課題について、資料ともども提案をします。そして、それを受けて、政策会議のメンバーといえますか、課長たちと、またはその担当課が入った中で説明を受け、協議を受けるといった基本的なシステムになっております。

情報の共有化という部分では、みんな同じように認識といえますかね、そういった立場でありますので、まあ、ごくたまに都合が悪くて欠席する課もありますが、その場合には代理の者が出る。または、その資料等につきましても、同時に配付させておりますので、その……、情報の共有がなかったというふうにお話があったんですが、私はちょっとその辺が逆に腑に落ちないといえますか、ところがございます。

議 長 （大須賀 啓君）
高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

これは、一般質問ではなくて、前回の質疑の中でお伺いをしたわけですが、この利用計画の中の利用予測だとか、そういったものの数字は、担当課以外の方、課長さんにお伺いをしたところ、「それは主管課で把握している」ということで、「自分たちは内容を把握していないんだ」というようなご答弁があったんですね。ですから、まあ、それはたった一つの例でありますから、だからそれをもって情報が共有されていないということではないんだろうというふうに思います。しかし、十分な共有はされていないのではないかとすることは指摘せざるを得なかったんですよ。

それとあわせてですね、稟議書でも——これはこの場ということではなくて、一般に稟議書だとか、あるいは会議だとか、そういうものを開催することによって、本来であれば責任の共有ということになるはずが、そうではなくて、無責任の共有になり得る、判こを押したからわかっているだろうとか、見ていなかったのかだとかということですね、結果としては内容を把握していないなということも、よく一般では言われることであります。

仮に今、町長が申されたように、定期的で開催されているということが、

ひょっとすると落とし穴としてですね、まあ、それは主管課がやっていることだから、主管課を信頼してやってくれやというようなことに加えてですね、言ってみれば積極的な議論に変わらないだとか、あるいは、うちの主観ではないんだという、仮に認識があるとすれば、それは大いに今後も検証していただいて、進めていただかなければならないだろうというふうに思います。いかがでしょうか。

議長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

その情報の共有なり、そういったことはもちろんおっしゃるとおりだというふうに思います。間違っているというのは、おっしゃるとおり、そのとおりだというふうに思いますし、そのようにやってきているというふうに私は思っております。

ただ、今回のことについて、まあ、言いわけとなるか、あれでございますが、もしかしてとして、私、考えるところでございますけれども、この事業につきましては、本来、昨年度の予定、基本設計、本年度に国に申請をし、そして実施設計、来年度以降と1年、本来であれば1年先の段階で進めておいた事業で、考え方でもって進めておいた事業でございました。したがって、その部分につきましては、1年早くなったところがございましたので、それも急遽、そのいろいろな諸般の事情の中で新年度、昨年度の中で取り組んだほうがいいといえますか、取り組んだらどうだという、いろいろご指示もありましたので、急遽前倒しで取り組んだ部分がございません。そういったことがありましたので、通常よりはそういった部分でですね、議員お話しのそういった共有の部分で、通常の事業の進め方よりもちよっと変則的なところがもしかしてあって、その結果、もしかしてそういったふうに議員がとられるようなことになった部分があったかもしれないというふうに思ひまして、その部分については、反省はしております。

議長 （大須賀 啓君）
高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

これを一つとしてですね、政策会議、最重要事項の決定機関と位置づけているんでしょから、なお、そういう批判が当たらないんだというような万全の議論をなさるべきであろうということで、その政策会議のあり方については、ぜひ検証を含めて、今後進めていただきたいというふうに思います。

それでは、別の角度からなんですが、この今の内容が十分共有されていなかったということを含めてですが、改めてこの交通ターミナルの、その施設としての整備内容というんですか、今時点でどのようにお考えになっているのかという、これは前回は何か新聞報道で、2階建ての駐車場にするんだったとか、あるいは云々だとかという話が報道されておったわけです。それを確認した際には、まあ、そういうことも含めているんだというようなニュアンスのお話をいただいたように記憶しております。改めて内容を伺います。

議長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

前回お話しさせていただいた中で、以前にパーソントリップ調査とか、そういったものの調査のデータがございます。そういったものから、また、現在の動向等々を勘案して、基本的な考え——基本的といいますか、数字的なものを積み上げたものがございます。それによって計算いたしますと、先ほど申しました200台という駐車場の台数、駐車場といいますかね、そのぐらいの利用があるのではないかという数値が出ておるのは事実でございます。したがって、200台ということになりますと、あそこのスペースから考えると、立体駐車場等々をしないと埋まらないという現実があります。それが一つでございます。

それから、それはその数値的な何といいますか、パーソントリップなりの数値から持ってきたものでございまして、現在の動向等々も調査といいますか、今考えておるところがございます。

それと、町だけではなくてですね、実は仙塩計画とかそういった中でも、

このターミナルといいますか、バスの運行について、今いろいろ検討がなされておるところでございます。それで、南に向かってのバス路線の整備といいますか、そういったものがありまして、これは県でやっている部分もありますし、仙塩都市の中でもある計画でございますけれども、そういった中で、大和町吉岡につきましては、そういったバスの拠点といいますか、ターミナルといいますか、そういったものが、まあ、必要とまではなくても、そういった位置づけ、そこでやったらどうだというような計画の位置づけ等もあるわけでございます、そういったことも、そういった他団体との協議といいますか、そういったこともやっている段階でございます。

したがって、まだその最終的な、何台分でとかというような、そこまでは詰まっておらない状態でございます。土地の取得をいたしたのでございますけれども、その整備のあり方、手法、そういったものについて大きな——この部分にバスターミナル、この部分は駐車場というような、そういったものはあるものの、それを台数等にまではまだ至っておりません、先ほども申しましたとおり、そういったことでございますので、都市建設課はもちろんでございますけれども、課内の関係課と連絡調整をし、また、それぞれの会議に出席している等もありますので、そういった情報も含めて、今、具体の中、煮詰めておるところでございます。申しわけありませんが、まだその具体、煮詰まっておりますので、もう少々その辺は時間をいただきたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）
高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

では、言ってみれば、駐車場をメインとしたバスプールというようなことを全体像としては想定していると。その詳細については、今後詰めていくという認識でよろしいのでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

駐車場というか、バスターミナルといいますか、バスターミナル、駐車場、パーク・アンド・ライド等も意識しておりますので、その駐車場という意味では、駐車場も意識したバスターミナルというふうに考えております。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

バスターミナルという考え方ですね。はい。

それでは、地域活力基盤創造交付金、これを利用するんだということですよ。要するに、国交省のこれまでで言う「道路特定財源」の形を変えたものというようなことのようにありますが、この補助金をちょうだいして、土地の取得を先行してきているというお話であります。この補助金を受けたということによってですね、この用途、目的、これは何年間、その制約を解除できないというか、要するに補助事業の目的として利用することに制約を受けるんでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

この基盤整備事業を使ったことによる、目的外に使える時期という意味でしょうか。これ……、すみません、課長、わかりますか。

議 長 （大須賀 啓君）

都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

補助事業を受けての、その制約に関するお尋ねでございますが、この補助事業の制度が続いている限りというかですね、本事業の補助事業の制度

目的からして、その事業を使ったということであれば、それはその期間ずっとその制約があるというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）
高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

それは、無制限ということなんでしょうか。例えば、減価償却的な考え方があって、例えば建物であれば25年だとか、50年だとかと一般的に伺ったことがあるわけではありますが、そういったその一つの目安というものはないんでしょうか。町長のご指示で、回答はどなたでも結構であります。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
では、課長から答えさせます。

議 長 （大須賀 啓君）
都市建設課長高橋 久君。

都市建設課長 （高橋 久君）

国の補助を受けておりますので、補助金の適化法に従った取り扱いがなされるということに理解しております。したがって、この行政財産としてのものでございますので、その用途に従った利用がされるものということに考えております。

議 長 （大須賀 啓君）
高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

えっ、ちょっとよく理解できないんですが。私は、期間としてどのぐら

いというような制約があるのかということなんです。それで、今、課長が申されていることを私なりにそしゃくすると、もうこれは、そのバスターミナルとして申請してそのまま使うんだから、これは何十年後、極端に言えば何百年後でもそうなんだという理解でいいんですか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
この件につきまして、適化法が使われるというふうに考えますが、その適化法でこの案件について何年かということにつきまして、ちょっと調べさせてお答えさせていただきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）
では、それについては、改めてお知らせをいただきたいというふうに思います。

それでも、先ほども別の建物等で、例えば25年なり50年ですね、というようにお話も伺っておるわけで、いずれにしても数十年単位でのその拘束というか、まあ、拘束というよりは、当然助成をもらった趣旨目的に沿った使い方をしなさいというのは、これはある意味当然のことだろうというふうに思いますが、今のお話しかからすると、逆に言うと、逆の言い方をすると、今計画しているものが今後何十年もその形で運用し続けなければならぬと、そう理解できます、解釈できますが、いかがですか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
バスターミナル機能を持たせ、駐車場機能を持たせという部分につま

しては、当然その事業目的がそういうことになっておりますから、道路事業の中でそういうふうになるというふうに思っております。ただ、その周辺でほかのもの、例えばほかの施設かどうかわかりませんが、そういったものと合わせて使用するとか、そういったものにつきましては、その許容範囲は出てくるというふうに思っております、これだけしか使えないというものでは、そういうものではないのではないかなというふうに私個人的には、そうあってほしいということも含めて思いますけれども。

議 長 （大須賀 啓君）
高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

私もぜひそうであってほしいという観点から、この質問を何度もさせていただいておるんですが、要するに今申されたように、その「周辺」という言い方は非常に微妙でしてね、そのもののことを言っているのかね。要するに、今回買われた0.7ヘクタールの土地の、それ以外の周りという意味なのか、その0.7ヘクタールの中の一部ということで申されているのか、その辺も——まあ、今の、これまでのやりとりをすると、私がもう何となく感じるのは、これについてはもう、その0.7ヘクタールについては、その目的に沿った使い方以外にはできないんだと、基本的に、という解釈になってしまうのではないかと。それでは、私はいかがなものなのかということで、今回、前回は質問をしているわけなんです。

今後、少なくとも、先ほど申しましたように、その数十年間、そういう形の中でね、その事業を進めるということになると、町の発展事業に今は有効であっても、今後大きな課題として残るのではないかと懸念からこの質問をしているんですよ。そういったことに関して、先ほど申されたように、そうではあってほしくないというふうに思うんですが、そのための考える方策を含めるとですね、単純なる土地、その道路財源を使っているから、先ほどの前段で言う、その都市建設課が主管してやっているんだみたいな単純なものではないぞというふうに私は思うんですよ。いかがなんでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

0.7ヘクタールということに限定すれば、それは当然、補助事業でやっておりますので、その事業につきましては道路事業といいますか、一つの、一本でいっておりますから、そういった使い方になってくるんだらうというふうに思っております。

私は、それを有効活用するために、その中ではなくてその周りということで、そういうことではできるんだらうというふうに思っておりますが、ただもう一つ、大和町にとりまして、今、交通機関の大切さということは、私は大きなものだというふうに思っております。何が弱いかといったら、交通弱者に対する足の問題です。大和町は何でもそろっていますけれども、その定期的な足のものがない。軌道系はもちろんでございますけれども、バスも少なくなってきた。さあ、車のある人はいいけれども、お年寄り、子供、そういう人たちの足の確保というのは、大和町にとって大きな課題だというふうに思っております。そういう中で、このターミナル構想を私は考えた——私はといいますか、町として考えております。

今、仙塩都市、仙塩計画でも、また県のほうでも、同じようにこれからのこのエリアの大きな課題として、やはりその交通機関の確保ということが話題になっております。先ほど申しましたけれども、仙塩の事業、仙塩広域都市計画のマスタープランの中にも、大和町吉岡地区と富谷成田地区ですかね、この辺は中心地区、地域の間核というふうな位置づけがなされておきまして、中心核というものは、この地域の主要な駅やターミナルを中心とした地区、そうあるべきであるというような位置づけもなされております。

また、今、仙台都市圏の総合都市交通会議等におきまして、この北部における交通についてですね、非常に大きな課題ということで、その中の大きな対策の一つとして、今考えられるバスというものは非常に重要であるという位置づけがなされております。

したがって、もちろん、そのターミナルというものについて、それをもっと活用すること、これはもちろん大切だと思いますけれども、このター

ミナルということ、ターミナルといいますか、バス交通の拠点とすること
というものの大切さというのは、私は町にとって大きな課題というふうに
認識しております。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

私も全く同感であります。総合計画の中に、住民からの非常に高い政策
要望として、今申されたようなことが掲げられていることを私も十分承知
しておりますし、それは大きな課題だと。私もその観点からも何度も、町
長を含めた町の姿勢についても問うた人間でございますから、その目的、
あるいはその実行に向けての決意、改めてお聞かせをいただいて、非常に
うれしく思っております。

しかし、それとは別にですよ、この0.7ヘクタールの用地についてはで
すね、先ほども申しましたように3億円の費用を投じて行う事業でありま
す。今おっしゃったように、仮にバスターミナルと駐車場をこの役場周辺
に設けるんだという単純なバス交通ターミナル計画だとすればですよ、例
えば、役場の現在の向かい側の薬王堂の裏の水田、それを収容して実行す
れば、今の予算で敷地としては20倍にも及ぶようなね、用地を確保でき
るんですよ。高々二、三百メートル離れただけで、そういう場所もあるわけ
なんです。ですから、周辺という今お話をいただいたように、この0.7ヘ
クタールでバスターミナルでなくてはいけないというようなものというの
は、どうもそのことだけでは、私は説得力に欠けるといえるかですね、弱い
というふうに私自身が思っているんですよ。

改めて確認の意味です。この土地のこれまでの経過について確認を
しますと、この新庁舎の建設の検討委員会の議論の中で、役場庁舎を建て
るとことの次に、じゃあ、建てるとすればどこに建てるんだという議
論に進んで、言ってみればA案、B案、C案的なものの中から、この結果
としては第二区画整理組合の中に公共公益用地として位置づけた、その区
画に庁舎を建てるべしという検討委員会の結論を踏まえて、町が最終的に
立地をこの場所にと判断をされた。敷地については、2ヘクタール

でいいんじゃないかと、あるいは2.7ヘクタールというような意見もあって、その中で、結果とすれば、この今議論をさせていただいている0.7ヘクタールを残した形で役場用地として取得をしたと。

今度はその後、土地区画整理組合のほうから請願が、あるいは要望、陳情等々があつて、我々議会としても役場との一体利用という観点から、その0.7ヘクタール、言ってみれば残地を購入取得すべしという結論を出して、そのものを執行部側にも通知もし、それも、まあ、一つの要因かどうかわかりませんが、町としての総合的な判断の中でそれを実現させようというときに、結果としてこの今回の国の補助事業を活用して、この土地購入を昨年度末に実施したという経過だと思うんですが、この経過については、私の認識はそうなんですが、町長の認識はいかがでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
今お話しのと通りの経過であつたというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）
高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

ですから、そういう経過の中で補助事業、そのメニューが国交省補助事業ということではありますが、目的として、もともとは交通ターミナル用地としてもともと検討を重ねてきたものではなくて、公共公益用地として、あるいは役場用地の一部として検討を重ねた中で、言ってみれば行き先を失った中での、言ってみれば事前の策で購入したというのが私の認識なんですね。ですから、そのことによって、逆にその手かせ足かせが余りにも大きくてですね、その今後の、先ほど申し上げたような将来の町の発展に、貢献ではない、阻害要因に仮になるとすれば、それは未然に防いでおかなければならないという思いから申し上げているわけであります。

まあ、言ってみれば、今後25年間、町が今の状況の中で、この近辺も余

り変わらない中で、ここの前をバスが通り歩くというような範囲の中であれば、それはそんな大きい問題ではないのかもしれないけれども、ここはもう役場を中心とした一等地で、もう本当に中核施設を置かなければならない場所だという認識がありますのでね、そういう使い方が十分可能なんだという用地を私は担保として残さなければならないんじゃないかというふうに思うんですが、そういう使い勝手がぜひ確保されるべきだと。だから、知恵を絞るんだったら、今計画がまだ概要としている中で、そういう可能性を突き詰めて、柔軟な土地利用ができるというところに持っていただきたいというのが私の強い思いであります、どうお考えになりますでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

0.7ヘクタールの利用の仕方ということをお話しだというふうに思っております。

私は、先ほども申しまして、大和町のまちづくりの中で大変大切な施設と申しますかね、そのターミナルと申しますか、それについてはこれから車等も社会が多くなって中、交通量の増大とかそういったことを考えたときに、先行して拠点をつくり、そこでそういった環境の保全とか、そういったことも含めてやっていける、やっていくというその考え方については、非常に大切なことだというふうに思っております。

高平議員さんがどういったイメージで、どういう利用をされたいのか、その辺についてはちょっとお話を伺っておりませんので、ただ単に——ただ単にと言ったら、失礼、これはまずいあれですが、その今後利活用の、まだ何と申しますか、幅のあるやり方をとっておいたほうがいいということだというふうに思いますが、先ほども言いましたとおり、私はこのターミナルというものについてですね、大変大切な、重要な町の施設になろうというふうにも思っておりますし、そういった意味で、今回のこの構想と申しますか、補助をお願いしたところでございますので……、まあ、いろいろな使い方ができるということは、それは私もそうあったほうが、それ

は柔軟性があったほうがいいとは思いますが、ご承知のとおり補助事業といいますのは、残念ながら縦割りの世界の中で、非常にそういったものがまだまだ融通がきかない。その中で、我々もこの補助とこの補助と、ということで、その補助の何ていいますか、言葉悪く言えば、見えな部分にくぐりながら幅広く使うというような工夫をしているわけでございまして、もちろんそういった工夫はしていくわけでございますけれども、考え方としては非常によくわかるんですが、現状、この今進めているものについてですね、私は非常に大事なものという、しつこいようですが、という思いがございますので、その中で幅を持たせる工夫というのはもちろんやっていく——もちろんといいますか、できる範囲ではやりますけれども、これを別なほうにというか、そういう考え方は、今、私のところでは持ち合わせていないという状況でございます。

議長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

実際にもう、その資金を導入しているわけですから、おっしゃるとおり、それをどこかに移すだとかということは当然できないと思います、私も。だから、そういうことではないんです、申し上げておるのは。

まあ、言い方を変えるとですね、国交省の今回の補助金をいただいたのは、私としてはですよ、これはね、土地を購入する手段であって、この土地を有効にするという目的を達成するものではないということなんです。ですから、手段は手段、目的と履き違えないで、この土地を考えていかなければならないと。ですから、絶対必要な機能というものは、今言ったように指摘を受けない範囲の中で、当然確保しなければならないでしょう。しかし、単純な、先ほどご回答にあったようなですね、今の漠然とした構想の中の駐車スペースだとかバスの回転場、まあ、前回のこの3月の答弁の中にもあったけれども、バスの回転場だとか、単純なそういうスペースとしてだけ機能させるのであれば、まさに、バス交通ターミナル用地としての位置づけはここと。駐車場だとか、あるいは回転場だとかバスの待機場なんていうのはどこにあったっていいですよ。極端に言うんですよ。

ですから、交通ターミナル用地として機能する中でですよ、多面的な活用ができる方法、手段というものを検討なされるべきではないかというふうに申し上げております。

まあ、今回はこの辺にしておきますが、私が今申し上げたことについてのご回答を賜りたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

土地を求める手段であって、目的ではないということですが、我々はこの事業をするために土地を求めて、まあ、資金をとということだというふうに思いますが、補助で求めた場合に、ほかのものには使えないわけですから、決してその土地を求めるだけの手段でこの事業に取り組んでいるのではないということをもっと申し上げたいというふうに思います。手段ではなく、目的があってやっておるんだということでございます。

それから、そのターミナルということで、ターミナルの機能ということでございます。もちろん待機場とかそういったものであれば、ミヤコーの場所もあるわけですから、そういったことであって、そのただもう……、まあ、そういう言い方をするとまずいのかもしれないけれども、車を置く場所だけのということでは、おっしゃるとおりそうだと思います。ただ、駐車場というものは、そこに来る人たちのパーク・アンド・ライドという一つの大きな目的といいますかね、そういう手法のためにはぜひ側になければいけないというふうに思いますので、これが離れたのでは何にもならないわけですから、そういったものがあるということでございます。そういったことで、有効に活用していくべきであるというご意見につきましては、そのとおりだというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）
高平聡雄君。

6 番 (高平聡雄君)

百もご承知のことを改めて申し上げますが、国交省のこういった事業に関する指針みたいなものの一つとして、バスの駅みたいな考え方を示しておりますけれども、その中にも今申されたようなその駐車スペース、あるいはパーク・アンド・ライド等々の施設のほかに、公共施設だとか、あるいは商業施設だとか、そういったものの併用も、自治体や民間が整備を進めてこそ、その機能を十分発揮するんだというようなことを示しておりますのでね、そういう趣旨も、ぜひ我が町でも整えられるような考え方で事業を進めていただきたいというふうに思います。

それでは、次の質問をさせていただきます。

次は、期日前投票所の増設を、ということで質問をさせていただきます。

近年の選挙の投票率は、ご承知のとおり、若年層を中心に非常に低迷しております。投票率改善のためには、投票の方法など抜本的な見直しが必要と考えられておるわけであります。国は、その投票の秘密や選挙の公正の確保など、いわば一定の条件を満たす場合には、市町村の選挙管理委員会は投票所の場所を柔軟に決めることができると見解を示しております。公選法でも、「投票所は、市役所、市町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設けられる」との規定で、これも市町村の選挙管理委員会の裁量で設置できるというふうになっておるようであります。このことから、より柔軟な対応が可能であるというふうに読み取れるわけですが、私としては、その期日前投票所の有効性というものを非常に感じておる立場から、投票率等を含めた投票への利便性向上という観点の中から、この増設を図るべきではないかという質問をさせていただきます。

議長 (大須賀 啓君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

それでは、期日前投票場の増設についてでございますが、最近の各種の選挙の投票率の低迷、これにつきましては、若年層を中心に低迷していることは、本町におきましても憂慮すべき事態でございます。県選挙管理委員会との共同の啓発事業の実施や、投票所の地図を添えた啓発チラシ等や

広報車、無線放送による啓発活動を実施しておるところでございますが、即効性ある対策につきましては、なかなか投票率向上につながらないで模索しているところでございます。

投票所につきましては、公職選挙法第39条に、「投票所は、市役所、町村役場又は市町村の選挙管理委員会の指定した場所に設ける」と、議員もお話しされておりますが、規定されておるところでございます。本町におきましては、1カ所の期日前投票所と13カ所の投票日当日の投票所により、現在まで執行をしてきたところでございます。

期日前投票につきましては、期日前投票の理由をお伺いして、期日前投票システムの端末に入力をし、システムから印字された宣誓書に署名をいただくほかは事務手順には相違がないことから、投票日当日、通常の投票所と同数の管理者、立会人並びに事務従事職の配置が必要になりまして、電算室のサーバーと接続された処理端末と高速通信回線も必要となること、また、通常の投票所以上に選挙人からの質問等があり、個別の対応が必要となりますことから、選挙管理委員会の書記の配置が必須になりまして、これまでは庁舎に併設しております吉岡コミュニティセンター1カ所に開設をしまいったところでございます。

県内の実情を見ましても、合併市町村におきましては、旧役場に複数の期日前投票所を開設している例はございますが、それ以外で複数の期日前投票所を開設しておるのは、仙台市におきまして、仙台市情報・産業プラザ展示スペース「アエル」に期間を限定して開設しているものでございます。

しかしながら、本町の有権者からも要望も寄せられておりますことから、投票率向上の一方策として、来る第22回参議院議員通常選挙におきまして、役場庁舎1階に選挙期間中を通して期日前投票所を開設いたしますとともに、投票日の1週間前の日曜日一日に限定されるところですが、もみじヶ丘保育所におきまして、午前8時半から午後8時まで、期日前投票所を開設することとしたと、選挙管理委員会から報告を受けておるところでございます。今後は、選挙期間中により開設日は変更になる可能性はございますけれども、休日に期日前投票所をもみじヶ丘に増設していくとのこととでございます。このことで向上が図れればというふうに考えております。

以上です。

議 長 （大須賀 啓君）
高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

選挙管理委員会からの報告をいただいているというご答弁をいただきました。ありがとうございます。

町長に、この選挙管理委員会に対する質問をこのまま続けるのは非常に恐縮でありますけれども、あとお答えいただける方が、ちょっと私としては判断というか、このまま質問を続けさせていただきます。お許しをいただきたいと思います。

今回の選挙で、もみじヶ丘で何か一日だけ、一日限りの期日前投票所を開設するという、今お答えをいただいたわけではありますが、その議論に入る前にですね、町としてではなく、選挙管理委員会としてという聞き方になるのでしょうか、期日前投票所の大和町としてのその実績を当然とらえていらっしゃるんだらうと思う、これまでの期日前投票所の実績をとらまえていらっしゃるんだらうと思うんですが、もしこの場でおわかりであればお聞かせをいただきたいと思いますし、少なくともですね、その期日前投票所をどう評価、期日前投票というそのものをどう、大和町選挙管理委員会としては評価していらっしゃるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

選挙管理委員会ではないものですから、次長……、失礼、書記長がおりますので、書記長のほうからお答えさせていただきます。

議 長 （大須賀 啓君）
書記長。総務まちづくり課長でいいね。

町 長 （浅野 元君）

書記長を兼ねております総務まちづくり課長ということでよろしいでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

選挙管理委員会書記長兼総務まちづくり課長遠藤幸則君。

選挙管理委員会書記長兼総務課長 （遠藤幸則君）

期日前投票にかかわる部分の実績等というふうなお尋ねでございましたので、直近の3回にわたる選挙の状況についてお話をさせていただきます。

昨年10月の県知事選挙の関係であります。期日前投票に来た有権者数が1,333人でした。全体の投票者総数が9,437人でありましたので、14.1%の部分を占めております。同じく、昨年8月の衆議院選挙で期日前投票をした総数が1,811人でありました。当日の投票者数が1万3,047人でありましたので、13.9%の割合になっております。さらに、平成20年3月の町の議会議員選挙におきましては、期日前が1,166人で、当日1万2,369人でありましたので、9.4%の割合となります。

このことから、期日前投票の普及というんでしょうか、認知が進んでおるといふふうに判断をしております。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

回を重ねるごとに、その利用者がふえているということによろしいわけですね。

非常に機能しているというふうに私も思いますし、これは投票率が低下している中では、相当有効ではないのかということにもなると思うんですが、この期日前投票所が、まあ、具体的に今度はお伺いをしますが、今回、もみじヶ丘に何か初めて、一日だけ設けるというお話なんです。何でその一日だけだとか、そういう判断に至ったんでしょうか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

同じく、総務まちづくり課長より答えます。

議 長 （大須賀 啓君）

選挙管理委員会書記長遠藤幸則君。

選挙管理委員会書記長兼総務課長 （遠藤幸則君）

今回の一日だけの開設というふうなことでございますが、さきに町長の回答にもありましたとおり、システムの関係とかですね、それから会場の問題もでございます。今回、一日予定をしておりますのは、保育所のほうで一日ということで、児童館とか保育所とかあるんですが、どうしても土日の関係、平日ですと子供さんたちとかですね、そういった関係があって施設の部分がとれないという形。さらには、回答で申し上げましたが、サーバー、電算室のサーバーとの接続関係とかですね、そういった機械的な制約もある関係上、一日だけのというような形で今回試行させていただくことになりました。以上でございます。

議 長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

これは、ちなみに、この費用的な面、経費的な面でお伺いすると、この期日前投票というのはどのぐらいの費用をもって運用されているだとかというこれまでの数字は把握されていますか。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

同じく、総務まちづくり課長から答えます。

議 長 （大須賀 啓君）

選挙管理委員会書記長遠藤幸則君。

選挙管理委員会書記長兼総務課長 （遠藤幸則君）

普通の投票所と変わらないということで、回答にも申し上げましたとおり、管理者、それから立会人、さらには、事務方の事務職員が要ということで、最低4名は必要かというふうに思っております。

今回、開設するに当たっては、万全を期すため6名体制で臨みたいというふうに思っておりますが、そういった方たちの人件費が当然出てくるのかなと思っております。

議長 （大須賀 啓君）

高平聡雄君。

6 番 （高平聡雄君）

ちなみに、何か今回も広報5月号で、その期日前投票の立会人募集ということで、役場の方は募集をされておったんですけれども、じゃあ、今の今度増設する分については、これからそういう手当をするということなわけですよ。それも含めてなんですけど、時間も限られましたので。

先ほどのお話にあるとおり、時代の変化とともに投票のあり方、あるいは就業等の変化によって、その投票に対するアプローチの仕方が変わってきておるわけでありまして。私としては、今回のケースをモデルとしてですね、同じような期間をもって、それももみじヶ丘だけではなくて、できることならば各地域に1カ所ぐらいつの配置が検討されるべきではないかという観点から、今回のことを検証していただきたいというふうに思います。一言だけお願いします。

議長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町長 （浅野 元君）

総務まちづくり課長よりお答えします。

議長 （大須賀 啓君）

選挙管理委員会書記長遠藤幸則君。

選挙管理委員会書記長兼総務課長（遠藤幸則君）

今回初めてのケースでありますので、議員おっしゃるような形での検証は当然やるべきだというふうに思っております。以上です。（「終わります」の声あり）

議長（大須賀 啓君）

終わりですか。（「終わります」の声あり）

以上で、高平聡雄君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩時間は10分間とします。

午後2時00分 休憩

午後2時10分 再開

議長（大須賀 啓君）

再開します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

13番大友勝衛君。

13 番（大友勝衛君）

それでは、通告に従いまして、一般質問を行いたいというふうに思います。

まず、1点目は、家畜伝染病「口蹄疫」対策は万全かということでございます。

これは、皆さんご存じのとおりです。宮崎県で発生しました家畜伝染病「口蹄疫」は、4月20日に発生が確認されて以降、日々件数をふやし、126の農場で感染が確認され、牛4万5,926頭、豚7万9,603頭と、合計12万5,529頭が殺処分を前提としてワクチンの接種が行われたとの報道がございましたけれども、その後、この一般質問を出す時点での当時の報道でございまして、今はさらにまた拡大をしてですね、この通告の中では、患畜・疑似患畜を合わせて15万頭超の被害が確認されたということで質問しておりますけれども、現在は20万頭を多分超している数になっているのか

なというふうに思っています。そういうことで、畜産農家にとっては甚大な被害が発生しましたし、本町でのこの口蹄疫対策は万全なのかということでのご質問をするわけでございます。

また、あわせて、2要旨目でございますが、このことによる風評被害は発生しないのかということ、また、子牛価格の高騰も懸念されるわけでございますけれども、三日、四日前ですかね、その中で、やっぱり宮城県の市場では約15%ぐらいの、子牛価格が上昇したということで、今までですと30万円ぐらいであったのが41万9,567円ということで、大分高騰していると。さらに、子牛市場の中で、宮崎県、あちら方面が大分子牛がいなくなるということで、さらにまた北上しつつあると、業者さんがですね、こういったことで、地元になれば子牛の導入にも大変な懸念がされるということで、この質問をいたしたところでございます。町長の考え方をお伺いしたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、ただいまの口蹄疫に関するご質問にお答えをします。

今回の口蹄疫につきましては、その症状の特定に時間がかかりまして、3月末に症状の兆しがあったものの、4月20日になって感染の疑いがあるということで、発生農場から半径10キロを道具や飼料などの移動も禁止する移動制限区域とし、半径20キロを偶蹄類の運び出し禁止であります搬出制限区域としております。

その後も感染が拡大をしております、県家畜改良事業所の種雄牛、種牛というんですかね、これは49頭も殺処分となりまして、知事が非常事態宣言をした翌日には農水省が、発生地から半径10キロ以内の家畜はワクチンを打って殺処分、10キロから20キロの家畜は食肉市場への早期出荷を促す対策を発表いたしております。口蹄疫につきましては、治療法がないということで、発生した場合は家畜伝染病予防法に基づきまして、蔓延防止のため、家畜の所有者による屠畜が義務づけられています。

このようなことから、本町では少しでも畜産農家の手助けになればとい

うことで、5月31日から6月1日、6月10日にかけて、町内畜産農家34戸全戸に踏み込み消毒槽、おけといひますかね、消毒をするおけですが、それと消石灰、これは20キロを4袋でございますが、配付して、予防の一助としての支援をいたしておるところでございます。

宮崎県の一部の地区では制限が解除されておるところでございますが、解除された地区では感染防止のために、その後の発生確認の当日から翌日には殺処分を終わらせていただくということですし、発生農場周辺では畜産関係者だけではなくて、一般市民の行き来も控えるよう呼びかけていたということでございます。関係者は、こうした徹底した防疫体制が発生の続発の防止につながったというふうに見ておられます。

本町におきましては、この現状を教訓といたしまして、JAさんや家畜保健衛生所、東北農政局からの情報を得て、連携を図りながら今後の対応、対策をしてみたいと考えております。

次に、風評被害でございますけれども、宮城県では県内すべての畜産農家に口蹄疫にかかわります異状の有無を確認しておりますが、異状はないということです。新聞報道等にもありますとおり、口蹄疫は牛・豚等の偶蹄類の動物の病気でありまして、人に感染することはありません。感染畜の肉や牛乳が市場に出回ることはありませんが、もしこの感染畜の、感染したその牛・豚の肉や牛乳を接種しても、人体には影響がないとされております。

しかしながら、枝肉価格は低迷しておりまして、肉牛肥育の採算割れを補てんする肉用牛肥育経営安定対策事業、これは「マル緊対策」と言うんだそうでございますが、この対策や、肥育牛生産者収益性低下緊急対策事業、これは「補完マル緊」と言います。これを7期連続して発動している状況でございます。7期というのは、3か月で、3×7、21カ月になるんですか。

また、子牛価格でございますが、議員のお話にもありましたとおり、5月におけます宮城総合家畜市場では平均取引価格30万円ございましたが、6月初日ではこれが42万円近くになっております。前月の平均価格を上回って、値上がりの傾向がございます。これは、口蹄疫の影響で宮崎県から仕入れることができなくて、その代替の市場から導入せざるを得ないため、宮城県外関係者がこちらに入ってきていると。ふえてきていることによる

影響と考えられますので、一刻も早く感染経路が解明されるとともに、蔓延や再発の防止に向けた万全の措置がとられ、畜産環境が改善されるよう関係機関に働きかけをしてまいりたいと、このように考えておるところでございます。

以上です。

議長 (大須賀 啓君)
大友勝衛君。

13 番 (大友勝衛君)

それでは、再質問をしたいと思います。

まずもってですね、いち早く大和町では、消毒槽、さらには消毒用石灰の配付をしていただいて、いち早い対応をされたということで、それについては評価をしたいというふうに思います。

ただですね、この家畜伝染病が確認された場合ですよ、これは万が一の話でありますけれども、現在の中で、対策マニュアルとしてそういった行程とか、いろいろな取り組みについてですね、確立しているのかということで、まずその辺を1点、お聞きしたいと思います。

この辺につきましては、当然町だけで、単独で対応できるものではないというふうに思いますし、さらには、現状の中で家畜農家につきましては、生産現場の指導、その辺は家畜保健衛生所ですか、それらを合わせて常日ごろどういうふうな指導体制になっておるんですか、防疫体制についてですね。その辺、ご存じでしたら、知っている範囲でご説明いただきたいというふうに思います。

議長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

まず、対策マニュアルの確立ということでございますが、現在、大和町独自として「こういった場合にはこうやる」というような対策は、具体的には持ってございません。県のほうの対応が、今回この口蹄疫の病気が発

表になって、即県庁のほうで第1回の会議が行われております。そして、その中で、県のほうからの指導といいますか、そういったものが来るように聞いておりますが、具体的に「こういった形でやるべきだ」とか、そういったものが来ておる状況ではないというふうに思っております。

なお、このことにつきましてはお話しのとおり、町だけということにはまいませんので、県といいますか、家畜保健、家保というんですかね、ああいったところとの共同、連携が必要になってくるんだというふうに思っております。

あと、常日ごろの指導でございますけれども、町のほうでは家畜の協議会を持っております。その中で、事業の一環として、そういった牛舎といいますか、家畜の小屋の消毒の補助とか、そういった形で町として、その協議会を通じてやっている部分がございます。それから、農協さんなり、またはその協議会協議会の中です、その県の家保さんたちと連携をとった中での対応がなされているというふうには思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

大友勝衛君。

13 番 （大友勝衛君）

今現在、まだそういった、県を含めてですね、マニュアルが策定されないということでの答えでありましたけれども、これですね、やはりこの宮崎県の口蹄疫も、最初は3月末に水牛の口蹄疫の感染疑いがあったということで、当然、宮崎県の家畜保健衛生所が農場への立ち入り調査をしたということで、その時点での見逃しといいますか、判断がつかなかったんだろーと思いますけれども、その後、正式に口蹄疫と確認したのが4月23日ということで、1カ月余りの期間があったわけですが、やはりこの辺ですね、こういった初期の対応がおくれたことによる、この感染の拡大というようなことも見られるようでございます。

そういった意味で、これは起きてからという問題ではなくですね、これを機会に、多分県も考えるんだと思いますけれども、やはりこの上位団体等々を含めて、しっかりとした防疫対策マニュアル等々をやはりつくるべきだと思いますし、町としても当然、今後のことを踏まえてですね、やは

り強くそういった要望をしていくべきだと思いますし、当然確立をすべきだろうというふうに思っているわけであります。

その辺についても、さらにお伺いをしたいと思いますけれども、この口蹄疫に感染する動物は、先ほど町長の答弁にありましたように偶蹄類ということで、ひづめが二つに割れた動物ということで、この辺だと牛、羊等々もありますし、それにつけ加えて最近ですね、阿武隈山系からこの川を越えまして奥羽山脈に来ておりますイノシシの問題も、地元とすれば心配される課題だろうというふうに思っています。それらを踏まえて、まあ、野生のものを検査しろと言ったって、これは無理な話でありますけれども、やはりそういった懸念も当然今から考えておかないといけないのかなというふうにも思っています。そういった意味も踏まえて、その辺についてもお伺いをしておきたいというふうに思います。

一番は、最終的に、今現在被害のないこの大和町でさえもですね、宮城県でさえも子牛価格が高騰しているということもございますし、いろいろな中で、マル緊とか、補完マル緊とか、そういう中で緊急対策で何とか今、肉牛肥育の農家が何とかやっているという中で、要は大量に特に飼育する方にとっては、やっぱり計画的な出荷を目指した子牛を納入するわけありますから、子牛が高いからといって肉が高くなるというような保証は何もないわけであります。やっぱりそういった問題が今から当然発生する可能性は十分にあるということで、これらについても、この肥育牛農家にとっての対策事業ですね。これも当然、今からこういった事態が発生した場合に備えた上部団体、県、あるいは農水省を含めてですね、やっぱりそういった対策についても、実際被害ないとしても、今から発生される、予想される部分について、やはり協議をしながら対策を万全にすべきだろうというふうに思いますが、その辺についてももう一度、町長のお考えをお尋ねしたいというふうに思います。

議 長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)
まず、口蹄疫の発見というのは非常に難しいということが言われており

ます。前回の発見、前回、何年か前にあったときには、まあ、こういう言い方がどうなのか、獣医さんの勇気ある発表だったと言われております。そうかどうかわからないけれども、そうではないかということを発表したことによって、確認が早かったと。今回も、3月でしたか、前には見つかった、それらしいことがあったんですが、なかなかそれが明確、はっきりしていないので発表できなかったということなんか、それだけ、もし発生したときの影響が大きいということもあるんだというふうに思っておりますが、やっぱりその辺の判断の難しさというのがあるんだと思いますけれども、やっぱりこういうのはそのとおり、発見されたら即対応しなければ被害が大きくなっていくということでございますので、そういった対応ですね。今回、これだけ大きな事件というか、これになっておりますので、宮崎県に限らず、こういったことがあった場合の対応というのは、畜産農家の方ももちろんでございますし、我々行政、県もそういった認識はしているというふうに思っております。

防疫体制といいますか、そういったものについて、先ほども具体的には私はない、余り存じ上げておりませんが、まだないというふうに思っておりますが、そういったものについて、県なりそういった関係団体と協議をした中で、今後こういったことが起きた場合に、対応ですね、早速できる対応というものは、そのマニュアル化というか、そういったことは必要であるというふうに考えております。

それから、偶蹄類で、牛、ヤギ、豚、イノシシがございます。今回の宮崎県でも、イノシシに移っていなければという話があったと思います。イノシシがなった場合には抑えがききません。どこに行かれるかわからないわけございまして、今のところまだ——まだ家畜だからよかったと言うと、それは大変失礼な言い方ですけども、そういう状況だといったように聞いております。

大和町もイノシシ、実はかなりふえてきておりまして、被害が出てきております。今、クマのわなは持っておったのですが、イノシシのわなはなかったものですから、今年度つくりまして、今2基ですが設置できるようになっています。ただ、イノシシの場合は、一日、二日でかかるものではなくて、ある程度長期でかけておく必要があると。何カ月かかけた中で、小さいウリ坊が入って、親は最初入らないんだそうです。それで、ウリ坊

が入って大分しばらくたって、なれてきたところに親が入るということで、そのかかるまでに時間がかかるという話がありまして、まだ捕獲した実績はないんですが、そういった形で、今、組合……、有害鳥獣駆除組合のほうでお願いしていると。今、2基はつくっておるところでございますが、これは口蹄疫とは別にですね、それは別の、農作物の被害等でやっているところでございますが、そういった状況でございます、確かに大和町にもそういったイノシシのたぐいも多くなっております。（「カモシカも」の声あり）カモシカもそうですね、今お話しありましたけれども。そういう状況で、対策というか、それはさくを二つ、今準備をして、そういったことはやっておるんですが、まだ効果は出ていないところです。

あと、子牛価格の高騰でございますが、今月に入ってちょっと動き出したというふうに聞いております。それまであんまり大きな動きがなかったということでございますが、やはりここに来て、宮崎県の生産がないということ、これまでも宮城県に100頭、200頭近く入ってきたというふうに聞いておりますが、そういったことがなくなっておるので、逆に地元のが高騰しているという状況になってきておるようでございます。

今後、この畜産というものにつきましては、その育てる期間等もありますので、何カ月とかそういう単位ではなくて何年というスパンでございますので、そういったことについては、今回、国のほうでもいろいろ宮崎県に対して大きな補償をするというふうに聞いておりますが、まず情報等を集めて、どういった動きになっているか、今後の動きはどうなのか、その辺、協議といいますかね、県から情報を集め、そういった関係者から情報を集めて、今後の動き、そういったものを見守っていきたいというふうに思っています。

こういうものというのは、共済というのが、さっき、マル緊とかあるようでございますが、この繁殖牛にもあるのかどうか、ちょっとそこまでは確認しておりませんが、そういったものがあれば、そういったものは利用するとかしていかなければならない。まず、生産者といいますか、繁殖牛の方にそういった情報の提供を速やかにするようなこと、初歩的なことですが、そういったことから初めていかなければいけないのかというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）
大友勝衛君。

13 番 （大友勝衛君）

今、町長の答弁で、ほぼ終わるわけですがけれども、なおですね、やはりこの上からの情報というだけでなく、これはやっぱり畜産農家を抱える町村として、やはりそういった懸念については、当然こちらから発信をすべきであろうというふうに、私は今、答弁の中で感じたわけです。ぜひですね、県あるいはそちらから情報をいただいただけでなく、そういった懸念される諸課題については、やはり町自体も逆に発信すべきだろうというふうに思いますし、ただ、一つ、聞き忘れた部分ありますので。

今、宮城県の家畜保健衛生所について、この口蹄疫等々の防疫薬剤ですね。これは、常に常駐してあるんでしょうか。まずその辺、我々知らないものですから、知っている範囲内ですね。これは国から当然、発生すればワクチンが来るというものなのか、ある一定量は確保されておるのかですね。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

農家への情報の発信というのはおっしゃるとおりでありますので、入ってきた分には伝えますし、あと、農家の悩みというか、そういった情報、発信と受ける側、しっかりやりたいと思います。

あと、ワクチンにつきましては、たしか県のほうでは確保したというふうには聞いておりました。確保というのは、ある一定量でございますが、というふうに聞いたように思っています。なお、確認をしたいと思っておりますけれども。

議 長 （大須賀 啓君）
大友勝衛君。

13 番 (大友勝衛君)

ある一定のワクチンは確保されたというような答えでありますから、一応は安心するわけですがけれども、なおですね、やはり発生する前の、要は家畜農家の立ち入り調査、あるいは指導なりを、やはり県、家畜保健衛生所等々を含めですね、徹底していただくような町のご要望をしていただきたいというふうに思います。

以上で、1件目について、終わりたいというふうに思います。

2件目でございますけれども、介護老人福祉施設の充実をということで、現在、介護を必要とする老人を抱える家庭では、その対応に大変苦慮している状況と考えられます。現状では、老健施設と病院を行ったり来たりということで、受け入れ先等もその都度心配しなければならないという状況で、これが実態だろうというふうに思っております。

近年、全国的にも老老介護に疲れたあげくですね、殺人といった悲惨な事件・事故も多く報道されるようであります。核家族化や現在の経済社会では、共働き等で家庭生活を維持せざるを得ない等、家族での介護が大変困難な時代に入ったと思われれます。

そこで、大和町高齢者福祉計画及び第4期介護保険事業計画の中で、介護老人福祉施設について計画的に整備をし、促進していくとうたっておりますが、早期実現すべきと考えるものであります。その辺につきましても町長の所見をお伺いいたします。

議長 (大須賀 啓君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

それでは、介護老人福祉施設の充実ということで、お答えをしたいと思います。

最初に、町の介護保険に关します利用状況でございますが、平成22年の4月現在ですが、第1号被保険者につきましては4,905名、要介護認定者809名で、そのうち居宅介護サービスを利用している方は447名、施設介護地域密着型サービスを利用している方は165名となっております。また、認定を受けてはおりますが、サービスを利用していない方も197名となっ

ております。

施設介護サービスの現状では、平成22年4月での施設利用者数は、老人福祉施設、特養でございますが66名、老人保健施設80名でございます。また、町内の方で介護老人福祉施設への入所希望者、いわゆる待機者でございますが、平成22年の1月調査時点で142名となっております。

今後、高齢者社会の進展によりまして、要介護者の増加が予想される中で、長期入所ができ、経済的負担が軽い施設整備は必要不可欠なことと考えておりますが、施設ができることによつての介護給付費の増大、保険料の増額といった負担にもつながりますことから、サービスと負担の両面から検討するとともに、県におけます「みやぎ高齢者元気プラン」や、平成24年度からの第5期介護保険事業計画との調整も重要なことから、今後の取り組みを考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長 （大須賀 啓君）

大友勝衛君。

13番 （大友勝衛君）

ただいま、ご答弁いただきましたけれども、要は待機者が142名ということで把握されているということでございますけれども、この待機になっている方そのものは、どのような状況、内容の中で待機になっているのかですね。要は、施設が足りないのかどうなのか、そういったことを踏まえてですね、どういった状況の中でまず施設入所希望待機というふうになっておるのか、まずその辺、1点をお伺いしたいと思いますし、今、町長のおっしゃられた、施設ができるということによつての介護給付費の増大、保険料がふえるということ、これは私も承知ではございますけれども、ただいま100人規模の施設ができたということで、これは概算でありますけれども、おおむねどのぐらいの保険料が一般町民に上がってくるのか、その辺の、概算でよろしいですけれども、試算等々があるとすればですね、その辺をお示しいただきたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

待機についてでございますが、142名、これは特養に入りたくてということの待機でございます。一部、重複して申し込んでいるという部分もあるのかもしれませんが、そういった部分で重なっている部分もあるのかもしれませんが、特養に入りたい方。どういったところに入っているかといいますと、ショートステイをやったり、または自宅であったり、デイサービスを利用したりという形、短期入所ですか、そういった他のサービスを利用しておられる方というふうに思っております。

また、100人規模でということでございますが、本当に大きな、大ざっぱな計算、考え方でいきますと、大体月当たり七、八百円ぐらいの保険料のアップになってくるのではないかなというふうに、あくまで概算というふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）
大友勝衛君。

13 番 （大友勝衛君）

待機者については、今ご説明あった特養に入りたいというのが、ただ空きがないというのが実態だろうというふうに、今、理解をしたわけでありましてけれども、このそういった施設についてですね、いろいろな形態の施設が今考えられるということでありましてけれども、特養老人ホーム始め、老健施設ですね、それから介護付有料老人ホーム、あるいは特定入居者、いろいろなこのサービスというか、マニュアルが当然あるわけです。施設も含めてですね。ただ、老健施設等々から見ますと、やっぱり高齢者の、要は老人と介護、あるいは病気は皆表裏一体、同じような流れになってくるんだらうというふうに私は思っています。

そういった中で、老健施設ですとなかなか、治療が終わればその期間で出されるというような、当然のものはありますけれども、ただ、なかなか自宅で受け入れができないというのが実態のようであります。そういった

中で、それでまたぐあい悪くなれば病院かと、やはりその行ったり来たりの流れの中で、この老人の方々が安住できる場所というのはどこなのかということになりますとですね、なかなか見つからないというのが現状のようであります。

そういった意味で、一般町民の方々にも、保険料等々含めて負担は当然ふえてくるわけでありましてけれども、いずれ団塊世代もそういった時代が大和町でも来ると。特に、団塊世代は相当の人数があるわけですから、これらが75歳、80歳になった場合、どうするのかというような一つの心配も当然あります。現状でさえも、そういった問題を抱えている家庭はいっぱいあると思いますね。そういった意味で、これ、特養に限らずですね、例えば黒川病院で療養型の医療施設としての拡充もできないのかなと、一つの視点ですけれども、そういったことも検討されてはどうなのかなというふうな気もいたしております。

いずれにしましても、町長の答弁では、今後の取り組みを考えていきたいということですので、まずもって、24年度からの県の介護保険事業計画の改正の中で、町としての、やっぱりその中に希望も当然入れるべきだろうと思いますし、その負担につきましても、内部でやっぱり今からこの受け入れ等々、要は事業主があつて、町がそれを認可するのかという一つの問題もあるわけですから、その辺は十分考えた中で前向きな対応をしていくべきだというふうに思いますので、その辺をもう一度、町長のお考えをお聞きしたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

まず、黒川病院の療養型というお話がございました。黒川病院、実はと言ったらあれですが、70床の増床をしたときには、療養型の病床にするという計画でスタートいたしました。70床増床ということは、財団法人に切りかえたときに増築してやったところですが、そのときに療養型が必要だということで、それでスタートというか、予定組んであったんですが、あれは制度の見直しの中でですね、療養型は難しいという判断があり、リハ

ビリのほうに切りかわったところです。それで、再度療養型という形になるとちょっと、経営の問題とかの難しさもあるようでございまして、現段階で今の医療費対応といいますか、その制度の中で療養型にするのはちょっと難しいように聞いております。まあ、制度が変わればと言ったら変ですが、そういったことがあればまた違った方向が出るかもしれませんが、現状では何か黒川病院の中でも、その考えはちょっと難しいという現状があります。

それから、今後の考え方ということでございますけれども、施設の必要性というのは当然、町でも百数十名の方がおいででございまして必要だというふうに考えております。今の第4期の計画の中では計画に組み込める状況ではないものですから、どうしても次期の第5期にそういった方向性といいますか、そういったものは検討をしていかなければいけないというふうに思っております。

また、県のほうでも特養を、2,200床でしたかね、ふやすというお話、この間ありまして、そういった方向性もございまして、県ともそういった考え方のすり合わせをしながらですね、できるだけ早い段階でそういった方向性を出していかなければいけないというふうに思っております。

現在もいろいろな方々から、片手では足りないぐらいの方々から、「大和町はどうなんだ」というような、特養とかそういったものについてのご質問のようなものもあるのも事実でございます。それだけ需要といいますか、必要性が高まっているんだなというふうに思っておりますが、ユニット式から多床型も認められてくるということでございまして、そういった利用しやすいのがどういうものか、そういったものも研究しながら、今後そういったものに計画を考えていかなければいけないというふうに思っております。

議 長 （大須賀 啓君）

大友勝衛君。

13 番 （大友勝衛君）

県の関係からしますと、やっぱり24年度からの第5期ということで、当然町としてもですね、こういった待機がある中で、さらには、今、町長の

お話しですと数社の事業法人ですか、それらの進出が希望されるというような情報でありますけれども、やはりこの24年度から早速できるような、町としてのね、やはり進め方をしていくべきだろうというふうに私は思います。

待機がこういった中で、いついつというふうな形で、多分心待ちにしているんだらうと思います。家族含めてですね。やはりこういったことを踏まえれば24年度から、改正と同時に大和町にも新しいそういった施設がやっぱりできるような、以前からの対応を当然講じていくべきだろうというふうに思います。枠の問題も当然、先ほどお話しありましたけれども、あるんだらうと思いますけれども、まず、大和町としてそれだけあるんですから、ぜひこれは優先的に枠をいただくような町としての努力も必要ではないのかなというふうに思います。

それから、ちょっとそこですね、私も勉強していないものですから、ただ、介護保険法が今度改正される中で、予定されているようでありますけれども、その特養を含めて、こういった施設への、要は診療所ですか、医師の配置といいますか、それらが今度は診療所をそこに常設しなさいというような、そしてさらには、医師が常駐しなければならないというような方向に変わるというような、ちょっとその関係のほうからお聞きしたんですけれども、まだその辺は、法改正がそうなのか、ちょっと私もわかりかねますけれども、そういった流れであるようであります。その辺踏まえて、情報としてあるんでしたらお聞かせをいただきたいと思いますというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
その診療所、要するにお医者さんを常駐ということですか。そのことについては、ちょっと私まだ確認はしておりませんが。課長、もしわかれば。では、すみません、課長から。

議 長 （大須賀 啓君）
健康福祉課長瀬戸善春君。

健康福祉課長 （瀬戸善春君）

そのことにつきましては、現在、第5期の改正の見直しというようなことで、国のほうで今審議をですね、部会で始まった段階ですので、確かな情報としてはまだ、私のほうでは把握していないところであります。

議 長 （大須賀 啓君）

大友勝衛君。

13 番 （大友勝衛君）

確かな情報、今、課長おっしゃるとおりだと思います。まだ改正、きちっとなされていないということでもありますから。ただ、流れとしては、医師会等々含めてそういった情報が大分飛び交っているような中で、我々施設にお願いする立場からすれば、医療まですべてできてであれば、これに越したことはないというふうに思いますけれども、ただ、今までと違って、この進出を希望される事業者さんにとっては、その辺も多分ネックの問題になってくるのかなというような思いもありますけれども、その辺ですね、情報として入れば我々にもお知らせをいただければというふうに思います。

まずもって、今度の県の5期ですか、これの改正に合わせて、やはり町でも誘致できるような体制をぜひとっていただきたいということで、まず、その待機者が幾らでもやっぱり解消されるような取り組みをしていただきたいというふうに思います。その辺について、もう一回、簡単でもいいですが。

議 長 （大須賀 啓君）

町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

先ほども申しましたが、待機もそういった状況になっておるところでございます。せつかくやるのであればできるだけ早く、そういった方々に対応できるという方策、どういった方法がとれるのか、県のほうとも打ち合わせをしながら、まあ、できるかどうかということはまだあれですが、そういった形で、やるからには早くできるような方法で考えてまいりたいというふうに思います。（「以上で終わります」の声あり）

議 長 （大須賀 啓君）

以上で、大友勝衛君の一般質問を終わります。

1 番藤巻博史君。

1 番 （藤巻博史君）

2件について質問をいたします。

まず、1件目です。

災害時の要援護者対策・福祉避難所の対策についてでございます。

近い将来予想されている宮城県沖地震、まあ、地震だけではないんですけれども、その他風水害の際に、障害者や介護の必要のある高齢者など災害時要援護者の福祉避難所の確保をされているか、サポートは万全かということでございます。

災害時要援護者の概数、それから現状の確認。障害者、高齢者、人工呼吸器をつけている方、酸素供給装置を使っている方、在宅の難病の患者の方、妊産婦、乳幼児、病弱・傷病者、そういった方々の把握についてはどのようになっているか。それから、福祉避難所という形での確保、周知徹底、施設整備、物資・機材、それから人材確保、搬送・輸送手段などの現状はということで、まず、1件目、お尋ねいたします。

以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

それでは、藤巻議員の災害時の要援護者対策、福祉避難所に関するご質問でございました。

現在、町で把握しております災害時要援護者につきましては、平成21年度末現在でございますが、障害者自立支援受給者の方が111名、更生医療受給者——人工透析利用者ですかね、14名、介護保険受給者848名、在宅酸素療法者16名、65歳以上ひとり世帯514世帯、同二人世帯447世帯などでございます。

次に、福祉避難所の確保、周知徹底、施設整備、物資・機材の準備、人

材確保、移送手段確保などの状況はということですが、福祉避難所といたしまして利用可能な施設といたしましては、社会福祉施設等のように、現状におきまして要援護者の入所が可能な施設のほかに、一般の指定避難所のように、現状では福祉避難所として機能整備することを前提に利用可能な施設を含むと、「福祉避難所設置運営に関するガイドライン」で示されておるところでございます。

町内では、福祉避難所の指定を特別行っておりませんが、緊急の対応といたしましては、大和町の総合福祉センター「ひだまりの丘」で対応を図る計画でございます。センターは、ひだまりの丘はバリアフリー化されておりまして、じゅうたんを張ったホールや2階に和室やふろ場がございます。エレベーターもベットで移動可能な設備となっております、付き添いや福祉サービスの提供者も受け入れることが可能でございます。また、隣接してデイサービス施設がありまして、短期間であれば身体の不自由な方の入浴もできる状況でございます。一時避難後の対応には、ショートステイを実施している施設等を紹介して、対応を図ってまいりたいと思っております。

また、自宅からひだまりの丘への避難は、要援護者の家族、自主防災組織、民生委員、町の職員が当たることとなりますので、複数の避難支援者を定める具体的な避難支援プランの策定や、七ツ森希望の家や和風園等の受け入れ可能施設との協定を検討してまいりたいと、このように考えております。

以上です。

議長 （大須賀 啓君）

藤巻博史君。

1 番 （藤巻博史君）

今のお答えの中で、人数が出てまいりましたが、ちょっと全体の人数がよくわからないなというふうには、多分ダブっているのもあるのだろうなと思っております。最低限ダブらないところということで考えますと、65歳のひとり世帯が514世帯、それから二人世帯が447世帯、合わせて961世帯ですかね、961世帯というのが数字として出てまいりました。そのほかの方々

も合わせますと、最低でも1,000世帯は多分超えるんであろうなというふうに理解をしております。つまり、大和町、今8,500でしたかね、その中でそのうちの1割を超える世帯の方——世帯というんですか、にそういう方々がいらっしゃるという状況であらうというふうに私は理解しております。

そういう中で、今回、実はこの質問、障害を持っている方から、要するに自分が被災した場合の心配というんですかね、安心できるサポートがあるのかという心配から、こういうものをしてみたところですよ。そういう中で、町長のお答えの中では、まだ安心かな、まあ、安心・安全というところまでは何とかいけないような気がしますもので、引き続きの質問をさせていただきたいと思います。

先ほども出てまいりましたけれども、内閣府ですか、平成18年に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」というのが出てまいりまして、さらに平成20年に、こっちは厚生労働省のほうからですね、「福祉避難所についての設置運営ガイドライン」というようなことで、似たような名前のガイドラインが二つ出ております。そういう中で、福祉避難所というのは、高齢者、障害者、先ほど言った妊産婦とか、一般的な避難所では生活に支障を来す人たちのための何らかの特別な配慮がされた避難所というような言い方になるだろうと思っております。具体的にはですね、物資的には介護用品とか衛生用品とか、食料、ポータブルトイレ、ベット、担架、パーテーション、車いす、歩行器、つえ、補聴器、あるいはストーマ用装具というんですか、そういうような、あるいは酸素ボンベみたいなですね、そういった何がよい、必要かというのも、また人それぞれに違ってくるのでということになるんであろうと思っております。そういうことでは、実際のその方々に合わせたというんですかね、そういったことも必要になってくるんであろうと思っております。

そういう中でですけども、一つは、町の中では、いわゆるひだまりの丘で対応を図る計画というふうなお答えでございました。先ほども言いましたように、約1,000、まあ、全員がそこにということではないにしても非常な、何ていうんですかね、計画としてもちょっと無理があるのではないだろうかというふうに思われます。

先ほど申しましたガイドラインの中では、小学校単位の避難所、普通の

というんですかね、そういう指定の避難所の中に先ほど申しましたような設備的なものがあるほうが望ましいというような書き方にもなっております。そういうことでは、いわゆる支援が必要な方々に対する避難所の整備ということではどうなのだろうかというふうに思われますので、そのことについての見解をお願いいたします。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

避難所の整備として、完璧かと言えば完璧ではないというふうに思います。残念ながらそこまでやることはできません。

今、お話しさせていただきましたけれども、基本的にひだまりの丘を中心ということで考えておるところでございまして、また、そういった施設とのですね、そういった関係の施設、そういったところと協定を結んだ中で、そういった場所の確保等はこれからもやっていかなければいけないというふうに思っておるところでございまして。

100%そろえるということは、理想ではありましようが、現実的なことを考えて物事をやっていくことも必要だというふうに思いますので、やることをきちっとやっていきたいというふうに思います。

議 長 （大須賀 啓君）
藤巻博史君。

1 番 （藤巻博史君）

もちろん、100%とかですね、そういう中ではないんでございますが、ただ、今のところは、逆にひだまりの丘——もちろん、ひだまりの丘が不満があるとかですね、そういうことではございませんので、そのところの活用というのは非常に大切なところであろうと思っております。

そういう中で、あとですね、ちょっと資料的なところでございますが、能登地震のときには出来合い設備とか、あと、中越地震のときには小学校の空き教室を利用したり、音楽室、それから高校のセミナーハウス、もち

ろんそのところにさまざまな機器を取り入れてということであろうと思いますが、そういったようなことをなさっているということのようでございますので、私もその一時避難ということでございますのでね、全体の、ということではないと私も思うんですけれども、ただ、ひだまりの丘という扱っただけではどうなのだろうかというふうな思いもありますので、もう一度そのところ、お考えをお尋ねいたします。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）
ひだまりの丘と申しましたが、ひだまりの丘1カ所だけということではございませんで、今お話しのとおり、小学校の教室、体育館、そういった施設も当然利用をしていくわけでございます。障害者の方だから、そのひだまりの丘だけですよとか言っているものでは全くございませんので、そこはよくご理解をいただいた上でお考えいただきたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
藤巻博史君。

1 番 （藤巻博史君）
そのことは理解いたしました。ひだまりの丘、もちろん、ひだまりの丘にだけ障害を持った方が避難されるということはないというふうに、私も思っております。

そういうことと、もう一つは、人的なというんですかね、そういった部屋も、もう一つは必要になってくると思われまして。多分まだ、さまざまな施設というんですかね、そういった方々とのそういう協定というものは結ばれて……、じゃあ、まずそのところをお尋ねしたいと思います。人的なところでの協定とか、そういったものについてのお尋ねにしたいと思います。以上です。

議 長 （大須賀 啓君）
町長浅野 元君。

町 長 （浅野 元君）

人的なということでございますが、例えば、先ほど申しましたけれども、七ツ森希望の家とか、和風園とか、そういうところと協定を具体的にはやっておりますので、今後協定といいますか、そういった話し合いの中で進めてまいりたいということでございます。

あと、役場の職員とか、民生委員さんとか、自主防災組織の方々と協定まで結んでやるものではなくてですね、これは当然助け合うということがあるわけでございますので、協定を結ばなければ助けないということではないですよ、こういう組織。それはお互いさまということでやっていくべきものではないかと思いますが、いかがでしょうか。（「反問権だ」の声あり）

議 長 （大須賀 啓君）

藤巻博史君。

1 番 （藤巻博史君）

そこにはちょっと……。逆にですね、まだこれから協定というんですかね、そういうものを結んでいくという方向ということで確認をさせていただきました。

それと同時に、先ほども町長申し上げましたけれども、もちろん家族、まあ、家族はおられれば、家族が最優先にそういう方々に当たっていただけるんだろうと思いますが、自主防災組織、民生委員、町職員が当たるといことであれば、やはりそれと同時に具体的なシミュレーション、いわゆる訓練ですね、そこはやっておかないと、多分、実際には動けない、もちろんお互いにやろうという、その意識は皆さんお持ちだと思っておりますけれども、そこについてはまだまだ、私の住んでいるところでもそういったところが、南1丁目でございますけれども、そういうところについては、まだないのかなというふうに、これからの状況のように思っております。

ということで、そうですね……。

議 長 （大須賀 啓君）

藤巻さん、要旨2に進んでください。

1 番 (藤巻博史君)
はい。要旨 2……。

議 長 (大須賀 啓君)
2 もいいんですか。件名の要旨 2。

1 番 (藤巻博史君)
あっ、そうですね、はい、わかりました。指導ありがとうございました。
そういう中で、あとほかの、ひだまりの丘以外のそういうことでは、学校とかに関して、先ほども言いましたけれども、さまざまな機材なども必要なのではないかなということでは、そこら辺の考えはどのようになっていますでしょうか。

議 長 (大須賀 啓君)
ああ、ごめんなさい。私、勘違いしたのかな。要旨の 1、2、一緒にお話しされていませんか。(「えっ」「要旨 1、2」の声あり) 要旨 1、2、一緒に先ほど町長に質問を 4 回しているんですが。

1 番 (藤巻博史君)
はい。要旨 1、2、まあ、やっていましたけれども。

議 長 (大須賀 啓君)
一緒にしたから、私、最初の 1) だと思って、次に進んでくださいというお話ししたんですがね。

1 番 (藤巻博史君)
はい。1、2、両方やっていました。はい。

議 長 (大須賀 啓君)
一緒でしたら、じゃあ、件名の 2 に進んで。(「はい」「まだ終わっていない」の
声あり)

1 番 (藤巻博史君)

では、今のだけ、ちょっとお尋ねしたいと思います。最後の、はい。
(「一問一答だから何回言ってもいいんだよ、一問一答だから何回やっても」の声あり)

議 長 (大須賀 啓君)

でも、同じ質問のようでしたからね……(「はい、わかりました」の声あり) 何件でもはいいんです。では、もう一度。

1 番 (藤巻博史君)

はい、もう一度お願いいたします。

議 長 (大須賀 啓君)

町長浅野 元君。

町 長 (浅野 元君)

避難所については、そういった指定の場所には、そういったものも準備はしてあるところがございます。十分ではないのかもしれませんが、そういったものは、小学校とかそういった場所に準備してあります。それでよろしかったでしょうか。(「はい、今のでいいです。では、要旨、2件目のほうに入りたいと思いますが、いいですか」「休憩」の声あり)

議 長 (大須賀 啓君)

ちょうど1時間になりましたので、じゃあ、暫時休憩します。
休憩時間は10分間とします。

午後3時12分 休 憩

午後3時21分 再 開

議 長 (大須賀 啓君)

再開します。
休憩前に引き続き会議を開きます。
藤巻博史君。

1 番 (藤巻博史君)

2件目です。「子宮頸がんワクチンへの助成を」ということです。

子宮頸がんの予防策として、2009年12月から始まったワクチンの接種、公的医療保険の対象外の任意接種であるため、5万円前後の費用がかかるということになっております。国での費用負担を求める声も上がっておりますが、それを待てないということで、助成制度を導入する自治体がふえています。予防できるがんである子宮頸がんワクチン接種への助成を行い、接種の推進を図ってはどうかという質問です。

以上です。

議長 (大須賀 啓君)

答弁を求めます。町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

それでは、ワクチン接種への助成に関するご質問でございます。

この子宮頸がん予防ワクチンにつきましては、昨日、堀籠日出子議員さんからいろいろ詳しくお話がありましたけれども、ヒトパピローマウイルスというんですか、HPV等の中で特にがん化しやすいHPV16型と18型の2種類に対するものでございます。この2種類のウイルスで、六、七割以上が予防できるというふうにされています。

日本では、平成21年の10月に予防ワクチンが承認されまして、12月から一般の医療機関での接種ができるようになりました。予防ワクチンの接種は、初回接種と、その1カ月後、初回から半年後の3回に分けて行うことになりまして、自由診療となるため、費用も約4万円から6万円ほど負担となるものでございます。

こういった状況から、公費助成を求める動きがあるようでございますが、県内ではお隣の大衡村が22年度より、中学生を対象に無料接種に取り組むと報道されたところでございますが、それ以外、市町で具体的な取り組みは、登米市で一部あったですかね、後からね——というところでございます。そのほか、余りまだやっておらないところでございます。

任意のワクチン接種では、本町においても、平成22年度から65歳以上の高齢者に対します肺炎球菌ワクチン接種助成事業を実施したところでござ

います。予防には、ワクチンだけでなく検診も不可欠なことから、ワクチンと検診の両面から見る必要があるものと思っておりますし、公費助成につきましては、現在、県町村会におきましても政府に要望をいたしておりますし、国でも検討していると聞いておりますので、その動向を見きわめていきたいと考えております。

以上です。

議長 （大須賀 啓君）

藤巻博史君。

1 番 （藤巻博史君）

では、質問、続けさせていただきます。

先ほど何かありましたけれども、子宮頸がん、それと子宮本体のがんと二つあるようでございますが、この頸がんのほうはですね、がんによる死亡率原因の第3位ということでございます。それで、女性特有のがんの中では、乳がんに次いで第2位ということです。特に、20代から30代の女性においては、発病するすべてのがんの中で代1位となっているということで、非常に、しかもワクチンにより予防ができるがんでもありますということで、ワクチンによる予防効果が期待できるがん、先ほど町長の答弁の中にも、六、七割の確率というんですかね、そういう中で予防ができるというふうに言われております。ワクチンは、まあ、これはちょっと書いてきた原稿ですけども、細菌ウイルスなどあらかじめ接種しておくことによって病気を防ぐというやり方です。町長の発言にもありましたけれども、HPVの16型、18型の感染を防ぐということです。

これは、ワクチンでございますので、感染した方を治すということではないということです。あくまでも、接種後のHPVの感染を防ぐということです。そのためにも、早期のワクチンの接種が有効ということでございます。もちろん、成人の方でも何かまだ——まだというんですかね、その感染していない方については、予防効果は期待できるということでございますが、やはり早期のワクチンの接種が大変有効だというふうに言われております。

先ほどもありましたけれども、お隣、大衡村では、6月議会だこちら

よりも早い議会ということですが、中学生を対象に4万5,000円を補助してやっていくということですが。あるいはまた、朝日新聞に、これは古いんですけども、4月7日現在で35自治体で、全国で助成をしていると。あと、これ以後の動きですけども、山梨県では全町村での助成を決めたということですが。ということで、大衡村、要するにどういうことでその導入をしたのかということではありますが、ワクチン接種制度は村民の健康増進につながる。少子化が進んでいるので、子育て支援の一環として親の経済的負担の軽減を図りたいという、これは新聞記事からでございますが、ということで接種導入を決めたということでございます。

答弁の中では、現在、町村会で政府に要望しているというところ、あるいはまた、全国でもそういう動きがあるのはもちろんでございますが、それで、参議院の厚生労働委員会の中での答弁、今どこまで来ているかということですが、長妻厚生労働大臣については、三種ワクチンは——ヒブ・肺炎球菌・子宮頸がんのワクチンは、予防接種法に位置づけるか否かについて、優先順位の高い部類として予防接種部会でご議論いただいている。まあ、ちょっと……、ということで、まだそういう意味では、国の動向ははっきりしておりません。そういう中ですので、国を待っていないということでの多分、大衡村での導入であろう、あるいは全国での導入であろうということですが、そういう動きの中での予防ということで、もう一度お答えいただければと思います。以上です。

議長 (大須賀 啓君)
町長浅野 元君。

町長 (浅野 元君)

こういったワクチン、基本的には全国民が受けてもらえれば一番よろしいんだろうというふうに思います。

それぞれの町村、政策といいますか、進め方の中でやられるところもあると思います。山梨県は県でまず、3分の1補助を全県下ですということになったわけですね。それで、それに各町村がまた3分の1の補助ということで、3分の2の補助というふうに聞いております。そういった各

県なり、地域の事情があるんだというふうに思っておりますが、そういった予防で防げるということも大切、もちろん大切なことだというふうに思いますが、今、町のほうで肺炎球菌を取りかかっているところがございます。そういった部分におきまして、いろいろ、これについて優先順位という言い方はおかしいわけでございますけれども、予算の配分等もございません。

また、子ども手当の考え方も、いろいろな形で、現物支給とか、まあ、それがどういった形になるか、あるわけでございますが、そういった考えもあるように報道等で聞いております。

そういったことも考えながら、今後どういった形で大和町がそのことにかかわっていけばいいか、検討、考えてまいりたいと思います。

議 長 （大須賀 啓君）
藤巻博史君。

1 番 （藤巻博史君）

肺炎球菌については、大和町、もちろん助成を始めたということ、それから、ちょっと今わからなかったんですけども、子ども手当、それからどんなふうにかかわっていくかということでは、ちょっと……。まあ、多分、最初の「動向を見きわめていきたい」という答えに落ち着くのかなというふうに思いながら、今お尋ねをしております。

ということで、最後ですけれども、とにかく有効性がはっきりしておりますワクチン、それからまた、確かに1人5万円、大衡村の例で言えば4万5,000円ということで、かなり高額なワクチンでもございます。しかし、有効性もまたはっきりしているということは、もうお認めになっているところがございますので、健康増進ということでは必要ではないだろうということをお話しをして、終わらせていただきます。

以上です。

議 長 （大須賀 啓君）

以上で、藤巻博史君の一般質問を終わります。

本日はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

再開は、21日の午前10時です。

ご苦労さまでした。

午後3時33分 延 会